

日向市ごみ処理基本計画

(中間見直し版)

平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度

令和 3 (2021) 年 3 月

日向市

目 次

第1章 基本的事項

第1節	計画改訂の基本的考え方	1
1	計画改訂の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
第2節	地域の概要	3
1	位置・地勢	3
2	気候	3
3	人口	4
4	産業構造	5
5	土地利用	5
6	関連計画	6

第2章 ごみ処理状況

第1節	ごみ処理の体制	8
1	分別区分	8
2	収集・運搬	9
3	中間処理施設	10
4	最終処分施設	11
5	ごみ処理フロー	12
第2節	ごみ処理の実績	13
1	ごみの排出量	13
2	資源化量	15
3	収集・運搬	16
4	中間処理	17
5	最終処分	19
6	ごみの組成	20
7	減量化・資源化及び適正処理の取組	21
8	市民アンケートの結果	23
第3節	ごみ処理の評価と課題	35
1	目標値との比較	35
2	類似自治体との比較	37
3	評価と課題	38

第3章 ごみ排出量の将来予測

第1節	人口の将来予測	39
第2節	ごみ排出量の将来推計	41
1	家庭系ごみ	42
2	事業系ごみ	43
3	将来予測のまとめ	44

第4章 ごみ処理の基本方向

第1節	基本方針と目標値の見直し	45
1	計画の将来像	45
2	基本方針	46
3	目標値の見直し	47
第2節	目標実現に向けた施策	50
1	施策の評価	50
2	施策の見直しと展開	51
3	各主体の役割	56
第3節	ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	58
1	収集・運搬計画	58
2	中間処理計画	61
3	最終処分計画	63
第4節	その他ごみ処理に関し必要な事項	64
1	廃棄物減量等推進審議会及び推進員	64
2	一般廃棄物処理業許可方針	64
3	海岸漂着物対策	64
4	災害廃棄物対策	64
第5節	計画の進行管理	65
資料編		66

第1章 基本的事項

第1節 計画改訂の基本的考え方

1. 計画改訂の趣旨

本市では、平成28(2016)年3月に策定した「日向市ごみ処理基本計画」に基づき、資源回収率の向上と、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理の推進に取り組んできました。今回の計画の見直しは、計画策定から5年を迎えたことに加え、計画策定の前提となっている諸条件に変動があったため見直しを行います。

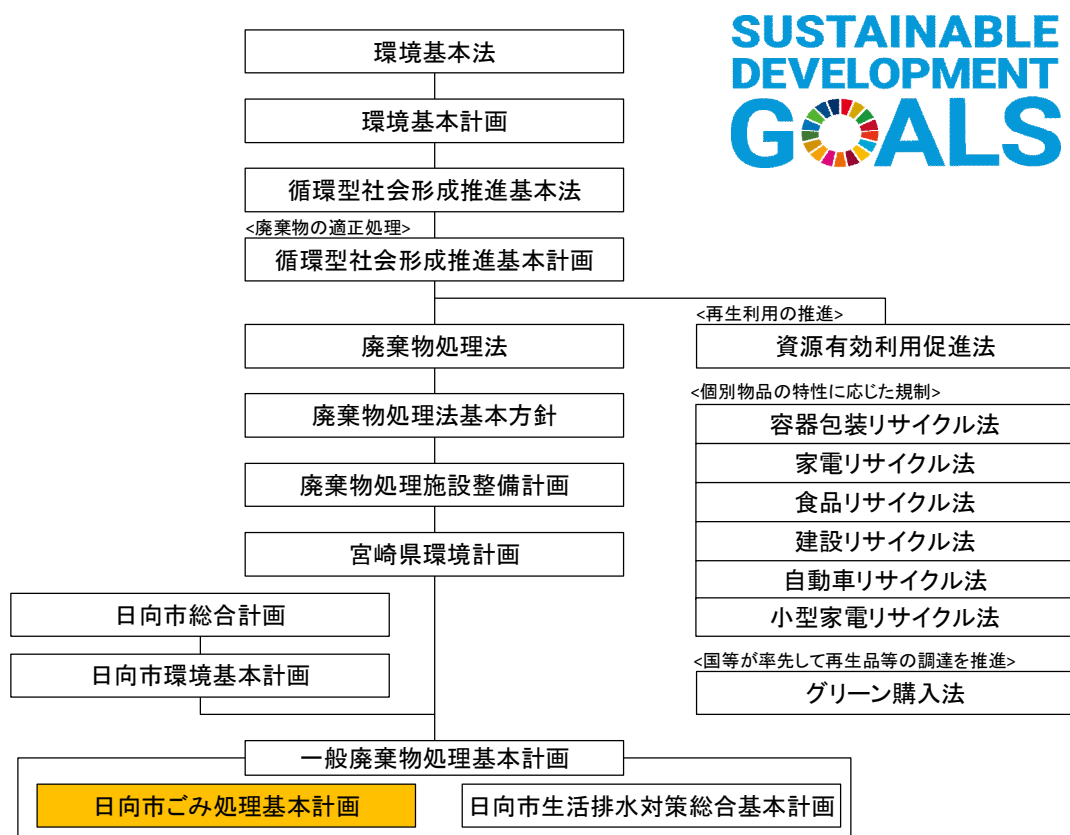
計画の見直しにあたっては、策定後5年目の目標値に対する中間評価を行うとともに、国の廃棄物処理に関する動向の変化などを見据えて見直しを行います。

2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項に基づき、市町村が定めるべき一般廃棄物処理計画に位置付け、策定するものです。

また、関係法令を順守し、日向市総合計画等の上位・関係計画との整合性を保つものとします。

図 1-1-1 本計画と他の計画との関係



3. SDGs との関連

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された SDGs (持続可能な開発目標) では、17 のゴール (目標) 及び 169 のターゲット (達成基準) を提示しています。この中で、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進といった、本計画の趣旨と密接に関わる課題に関連した目標が数多く含まれており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、貢献できるよう努めます。

4. 計画の期間

現行計画の期間は、平成 28 (2016) 年度から令和 7 (2025) 年度の 10 年間としており、今回、計画期間 5 年目の目標年度である令和 2 (2020) 年度に見直しを行い、中間見直し後の計画期間は、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年間とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
西 暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計 画 期 間	←				→					
	計 画 初年度				中 間 見直し					目 標 年 度

5. 計画の対象

本計画の対象とする地域は、日向市全域とします。また、計画処理対象廃棄物は、し尿を除く一般廃棄物とします。

第 2 節 地域の概況

1. 位置・地勢

本市は九州の東部、宮崎県の北東部にあり、東は日向灘に面し、北は門川町、西は美郷町と山並みで接し、南は都農町と木城町に接しています。

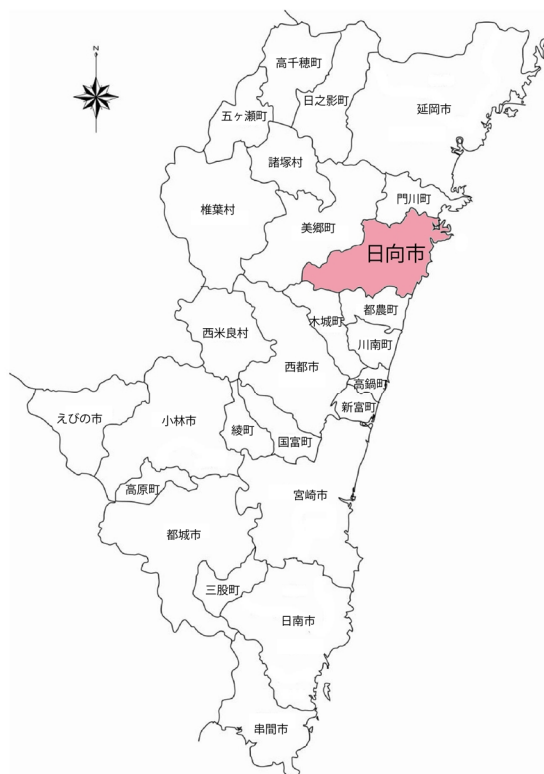
東西は 30.86 k m、南北は 20.02 k m で、総面積は 336.95 k m² です。総面積の約 78% は山地部で、主な平野部は塩見川の中流域から下流域にかけて広がっています。

海岸線は、大分県東南部から続く日豊海岸国定公園の南端にあたり、耳川河口より北はリアス式海岸、南は隆起海岸となっています。

主な河川は、市の中心部を流れる塩見川と、九州山地に源を発する二級河川の耳川があり、山岳では、東郷地区の冠岳（438m）、熊山（622m）、西林山（786m）等があります。

交通は、J R 日豊本線が海岸沿いに南北に通る、主要道路は国道 10 号が南北に、国道 327 号及び国道 446 号が東西に通っています。また、国道 10 号と並行して東九州自動車道及び広域農道が縦断しています。

図 1-2-1 位置図



2. 気候

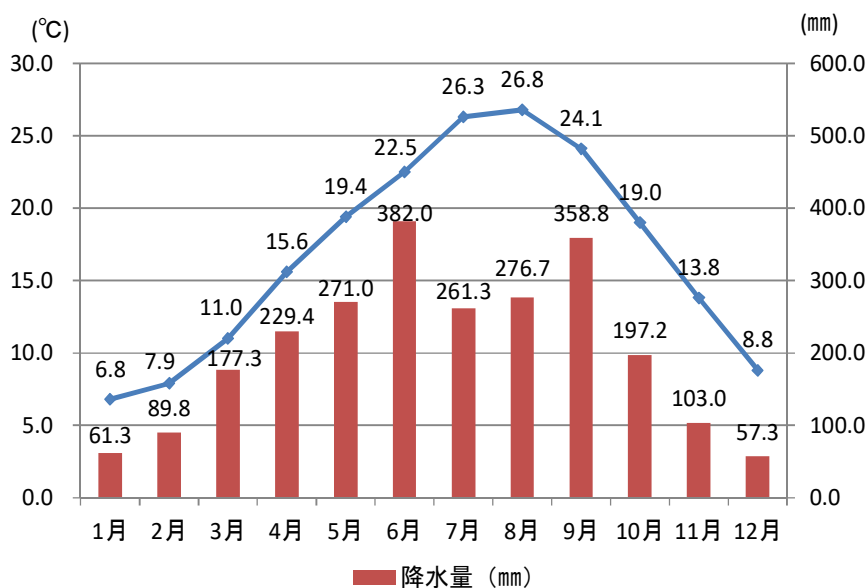
気候は南海気候型に

属し、太平洋に面しているため黒潮の影響から温暖で、年平均気温は 16.9℃ と降雪をみることはほとんどありません。

年間平均湿度は 70% 前後、年間総雨量は 2,000mm を超えています。

一方、晴天の日も多く、日照時間も年約 2,000 時間と日照に恵まれた気候となっています。

図 1-2-2 各月度の平均気温と降水量（1981～2010 年）



3. 人口

本市の人口は、昭和 26(1951)年 4 月の市制施行以来、順調に増加してきましたが、昭和 50 年代後半から微減傾向が続いています。一方、世帯数は増加傾向にあります。核家族化の進行や単身世帯の増加等により 1 世帯当たりの人員は減少傾向にあります。(図 1-2-3)

また、平成 27 年国勢調査における年齢男女別人口では、60 歳～69 歳の年齢層で最も多くなっています。(図 1-2-4)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は平成 27 年(2015)年の 61,761 人から令和 27(2045)年に 45,498 人と減少することが予測され、高齢化率(65 歳以上人口割合)は平成 27(2015)年の 29.1%から令和 27(2045)年に 40.8%と高くなる一方、年少人口割合(0 歳～14 歳)は、平成 27(2015)年の 14.1%から令和 27(2045)年に 11.5%と低下することが予測されており、少子高齢化・人口減少問題への対策が喫緊の課題となっています。

図 1-2-3 人口と世帯数の推移(住民基本台帳各年 10 月 1 日時点)

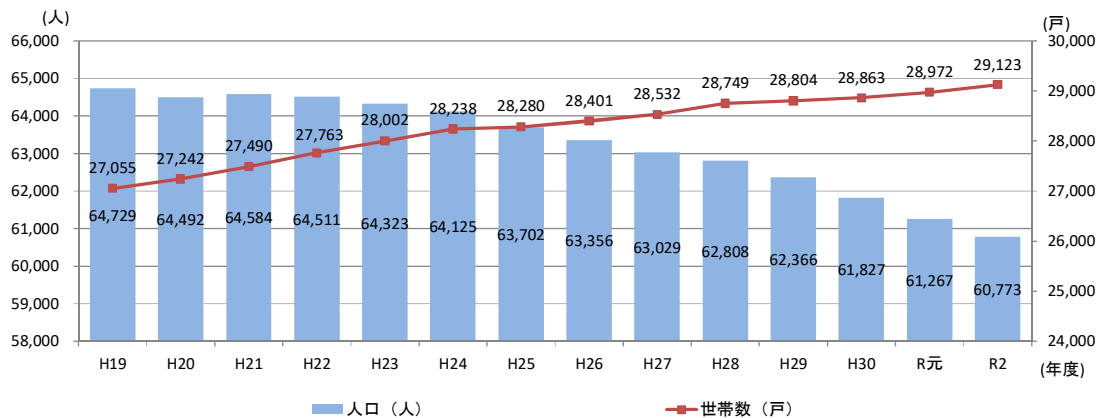
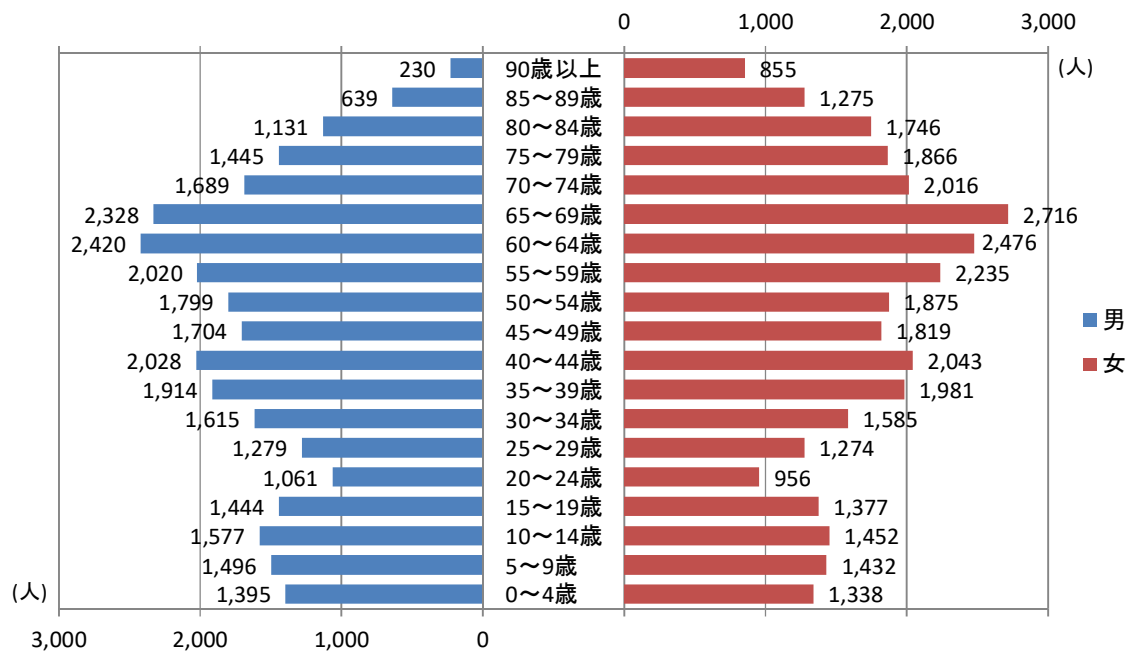


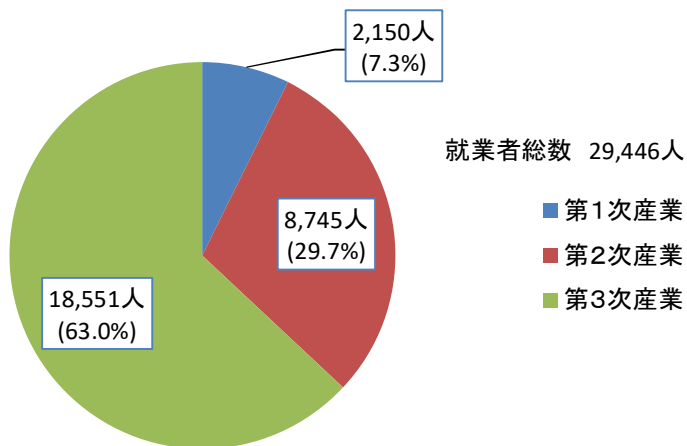
図 1-2-4 年齢(5 歳階級)男女別人口(平成 27(2015)年国勢調査)



4. 産業構造

本市の産業構造は、第1次産業から第3次産業に移行してきましたが、近年では大きな構造的変化はみられません。産業別の就業者割合で見ると、第1次産業（農業、林業、漁業等）が7.3%、第2次産業（建設業、製造業等）が29.7%、第3次産業（運輸業、小売業、サービス業等）が63.0%と、第3次産業が大きな割合を占めています。

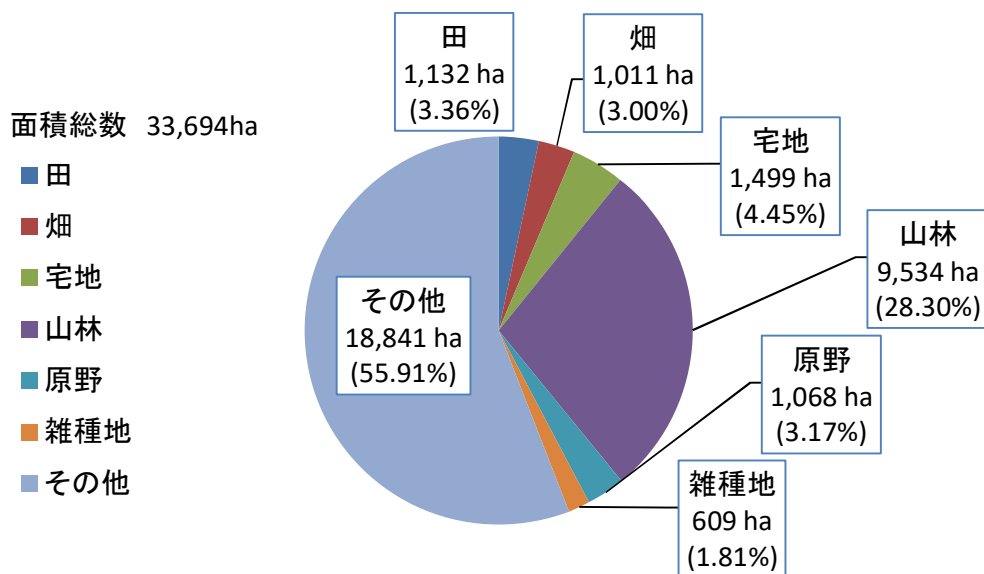
図 1-2-5 産業別就業者割合（平成 27(2015)年国勢調査）



5. 土地利用

本市の土地利用を地目別土地面積で見ると、面積総数 33,694ha のうち、田 3.36%、畑 3.00%、宅地 4.45%、山林 28.30%、原野 3.17%、雑種地 1.81%、その他（学校用地、公園、墓地、道路、保安林等）55.91%となっています。

図 1-2-6 地目別土地面積（平成 31(2019)年 1 月 1 日時点）



※ 小数点以下の端数処理のため、比率の合計は一致していません。

6. 関連計画

本計画の上位計画である「日向市総合計画」及び「日向市環境基本計画」の施策体系を示します。
「第2次日向市総合計画後期基本計画」では、環境分野の基本目標を「自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち」としています。(図1-2-7)

また、「日向市環境基本計画」では、将来像として“自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが”を目指し、ごみの適正処理と排出抑制、減量化・資源化の取組を推進することとしています。(表1-2-1)

図1-2-7 第2次日向市総合計画後期基本計画（令和3（2021）年2月策定）の施策体系（抜粋）

【基本理念】		
<人権尊重> 全ての人の人権が尊重されるまちづくり <市民協働> 市民との協働による市民が主役のまちづくり <地域力活用> 地域力の活用による自立したまちづくり		
【将来像】	【基本目標】	【施策】
海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち くらしの楽スタウン 日向	【教育文化】 ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち	1-1 生きる力を育む教育の推進 1-2 魅力ある教育体制や環境の充実 1-3 地域が一体となった青少年の育成 1-4 社会教育の推進 1-5 図書館サービスの充実 1-6 地域文化の保存・継承・活用 1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり 1-8 人権・平和の尊重 1-9 男女共同参画社会づくり 1-10 国際化への対応と国際交流の推進
	【健康福祉】 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち	2-1 安心して子どもを生育てられる環境づくり 2-2 健康に暮らせるまちづくり 2-3 高齢者福祉の充実 2-4 障がい福祉の充実 2-5 地域福祉の充実と生活支援 2-6 社会保障制度の安定運営
	【産業振興】 新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち	3-1 農業の振興 3-2 林業・木材産業の振興 3-3 水産業の振興 3-4 商工業の振興 3-5 雇用の確保と創出 3-6 企業誘致と次世代産業の育成 3-7 地域を活性化する観光の振興
	【生活環境】 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち	4-1 消防体制の充実 4-2 防災体制の充実 4-3 安全・安心な生活環境の確保 4-4 循環型社会の実現 4-5 自然環境の保全と活用 4-6 安全で安定した水の供給 4-7 生活排水の適切な処理 4-8 快適な住宅環境の整備
	【社会基盤】 快適で魅力ある機能的な住みやすいまち	5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成 5-2 生活の質を高める都市基盤の整備 5-3 利便性の高い道路の整備 5-4 美しい景観の保全と形成 5-5 港湾機能の充実と活用 5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進
	【地域経営】 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち	6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化 6-2 中山間地域の活性化と移住の促進 6-3 市民に信頼される行政サービスの提供 6-4 効果的・効率的な行政経営の推進 6-5 未来につなげる財政運営

表 1-2-1 日向市環境基本計画（令和 2（2020）年 3 月改訂）の施策体系

将来像 自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが	環境目標		施策の方向性	施策の内容	※
	生活環境	自然と調和した快適に暮らせるまち	(1) 環境の監視と保全対策の推進	①環境モニタリングの実施 ②公害防止及び環境保全対策の実施	
			(2) 快適な都市空間の創造	①公園、緑地の整備 ②土地区画整理、住環境の整備 ③ユニバーサルデザインの導入	
			(3) 美しい景観の保全	①美しい景観の保全と形成 ②美化運動の推進	
			(4) 歴史的、文化的環境の保全と活用	①地域の伝統文化や文化財の伝承 ②芸術文化活動の振興	
	自然環境	豊かな自然が生き物を育むまち	(1) 森、里山の保全と活用	①森林の保全と活用 ②潤いのある農村地域の形成 ③環境保全型農業の推進	
			(2) 水質と水辺環境の保全	①水源の環境保全 ②水質保全対策の推進 ③水辺環境の保全と整備	
			(3) 生物多様性の保全	①動植物の生息、生育環境の保全 ②定期的なモニタリングの実施	
	地球環境	地球の環境を考え守る取組があるまち	(1) 循環型社会づくりの推進	①ごみの適正処理の推進 ②ごみの発生抑制と再利用の推進 ③健全な水循環の確保 ④地産地消の推進	
			(2) 低炭素社会づくりの推進	①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの利用促進	
	協働連携	環境にやさしい協働の取組があるまち	(1) 環境学習の推進	①環境学習の機会確保 ②環境情報の提供	
			(2) 環境保全活動の推進と支援	①団体の育成と活動の活性化 ②人材の育成と活用 ③協働の体制と仕組みづくり	

※ユニバーサルデザイン

性別や国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品やサービス、環境をデザインする考え方。

第2章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の体制

1. 分別区分

ごみの分別は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物と直接持込ごみ（粗大ごみ、一時多量ごみ、剪定枝等）とし、資源物については、5種12品目について回収を実施しています。（表2-1-1）また、市では収集や施設での受入ができない排出禁止物を、次頁の表2-1-2に示します。

表2-1-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		主な品目	排出方法・排出容器
燃やせるごみ		台所ごみ、木・草類、皮革・ゴム類、紙・布類（資源物の古紙類・古布類以外のもの）、プラスチック類（資源物のプラスチック製容器包装、ペットボトル以外のもの）、非感染性の在宅医療廃棄物（輸液バック、チューブ等）等	15～45ℓの完全透明袋
燃やせないごみ		金属類（資源物の缶類以外のもの）、ガラス・陶磁器類（資源物のあきびん以外のもの）、その他複合製品（金属類、ガラス・陶磁器類等と他の素材が複合してできているもので、容易に分離できないもの）等 有害ごみ（蛍光灯、乾電池、ライター、水銀体温計等）	15～45ℓの完全透明袋 ※蛍光灯はケース・紙等で包む ※乾電池・ライター・水銀体温計は透明の小袋でも可
資源物	プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製の容器包装（ただし、ペットボトル、ラップ、除草剤等の家庭園芸用薬品容器、在宅医療廃棄物、汚れが容易にとれないものを除く。）	15～45ℓの完全透明袋
	古紙類（4分別）	新聞・折り込みチラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・その他の紙	ひもで十字に縛るか、又は紙袋でも可
	古布類	衣類、シーツ、タオル、ハンカチ等（ただし、ダウンジャケット、皮革製品、布団、毛布、カーテン、カーペット、下着等を除く。）	ひもで十字に縛るか、又は15～45ℓの完全透明袋でも可
	あきびん（3分別）	無色、茶色、その他の色（油びん、乳白色のびんを除く）	市の設置するコンテナ ※東郷町域は、15～45ℓの完全透明袋
	ペットボトル	容器包装リサイクル法に基づくポリエチレンテレフタレート製の容器（ただし、ふた・ラベルを除く。）	15～45ℓの完全透明袋
	缶類（2分別）	飲食用缶、カセットボンベ・スプレー缶	15～45ℓの完全透明袋
粗大ごみ	焼却系	ゴルフバッグ、衣装ケース等、燃やせるごみのうち、おおむね80cm以上のもの（ただし、家具等の木製品は破碎系粗大ごみとする。）	直接持込 ※布団、カーペット等の折り畳めるもの、又は傘等の細長いものは、ひも等で束ねた状態がおおむね1m以下であれば、集積所に持ち出し可
	破碎系	自転車、家電製品等、燃やせないごみのうち、おおむね80cm以上のもの	
一時多量ごみ		引越し、樹木の剪定等に伴い、1回に持ち出す量が30kg（おおむね4袋）以上、又は指定袋の重さが1袋あたり10kg以上となる場合	直接持込
剪定枝		日向市剪定樹木リサイクル事業要綱に基づく、リサイクル可能な剪定枝（ただし、リサイクル対象外の剪定枝は、燃やせるごみとする。）	直接持込 ※1回に持ち出す量が30kg（おおむね4袋）以内であれば、集積所に持ち出し可

※1 燃やせるごみ、燃やせないごみのうち、指定袋に入らないもので、粗大ごみ、一時多量ごみに該当しないものは、ひも等で束ねる又は表示の貼付等により集積所に持ち出し可

※2 犬・猫等の死体は、原則、排出者が処理施設に直接持ち込むものとしませんが、直接持ち込みが困難な場合は、事前協議のうえ市が収集運搬することが可

表 2-1-2 排出禁止物の種類と処理方法

種類	処理方法
家電リサイクル法の対象家電（冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・保冷庫・冷温庫）	家電小売店・許可業者への依頼、又は、指定引取場所への持ち込み
二輪車（バイク）	バイクメーカー等が実施している、二輪車リサイクルシステムで処理
小型充電式電池・ボタン電池	電気店等の回収協力店に置いてある回収専用箱
消火器	メーカー団体が実施するリサイクルシステムで処理
在宅医療廃棄物（注射針・採血用穿刺針・翼状針、カートリッジ・注射筒）	処方された医療機関・調剤薬局
その他処理困難物（土・石、石油類、塗料類、農薬・劇薬・タイヤ・バッテリー、ガスボンベ等）	専門業者、販売店、取扱店等に相談

2. 収集・運搬

家庭系ごみの収集・運搬について、令和 2（2020）年 4 月より完全民間委託で実施しています。

収集か所は令和 2（2020）年 4 月現在、クリーンステーション（燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装）が 1,532 か所、資源物集積所が 424 か所、古紙類集積所（東郷町地域）が 33 か所となっています。

また、高齢・要介護状態等により、ごみの排出が困難な世帯に対して戸別に収集する「まごころ収集」を平成 24（2012）年から市直営で実施しています。

加えて、市直営によるごみの開封調査を週 2 回行い、排出マナーの向上を図っています。

表 2-1-3 収集運搬体制

区分		車両	主体	収集回数	方式
燃やせるごみ		塵芥車 8 台	委 託	週 2 回	ス テ ー シ ョ ン
燃やせないごみ 有害ごみ		塵芥車 8 台		月 1 回	
資 源 物	プラスチック製容器包装	塵芥車 4 台		週 1 回	
	古紙、古布、あきびん、缶、ペットボトル	塵芥車 2 台 トラック 2 台		月 2 回	
まごころ収集（令和 2（2020）年 4 月時点：67 世帯）		トラック 2 台	直営	適時	戸別

3. 中間処理施設

(1) ごみ焼却施設

本市から排出された燃やせるごみは、日向東臼杵広域連合清掃センター（以下「清掃センター」という。）に搬入し、焼却処理しています。この日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）は、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の1市2町2村で構成されています。



表 2-1-4 清掃センターの概要

名 称	日向東臼杵広域連合清掃センター
所 在 地	日向市大字富高 2192 番地
処 理 方 式	全連続燃焼式（ストーカ炉）
処 理 能 力	160 t / 24h (80 t × 2 炉)
付 帯 施 設	排ガス高度処理施設、灰固形化施設
竣 工	平成 3 (1991) 年 3 月

(2) 剪定樹木リサイクル施設

一般家庭や事業所から排出される剪定樹木を資源として有効利用するため、粉碎した樹木（チップ腐葉土）及び丸太割による薪を、希望する市民に無償提供しています。

令和元(2019)年度は、185 t の剪定樹木を処理しました。



表 2-1-5 剪定樹木リサイクル施設の概要

名 称	日向市剪定樹木リサイクル施設
所 在 地	日向市大字富高2192番地
処 理 方 式	粉碎
処 理 能 力	40m ³ /日(8h)
竣 工	平成15 (2003) 年 3 月
対 象 樹 木	イチョウ、ウバメガシ、カシ、ケヤキ、サザンカ、ツバキ、ヤマモモ等

（３）燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設

ひゅうがりサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）では、燃やせないごみや粗大ごみを処理し、資源物の直接持込や古紙を除く品目の中間処理が可能です。ペットボトルやプラスチック製容器包装を中間処理する機能を有し、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へも登録している民間施設です。

表 2-1-6 ひゅうがりサイクルセンターの概要

名 称	株式会社 黒田工業 ひゅうがりサイクルセンター
所 在 地	日向市竹島町 1 番地 86（細島 1 区工業団地内）
敷 地 面 積	約 40,000 m ²
建 築 面 積	約 10,000 m ²
処 理 対 象	一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理、容器包装リサイクル再生事業
操 業 開 始	平成 19（2007）年 4 月

４．最終処分施設

日向市一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）では、清掃センターで焼却処理された燃やせるごみの焼却残さやリサイクルセンターで分別された不燃性残さを埋立処分しています。



表 2-1-7 日向市一般廃棄物最終処分場の概要

名 称	日向市一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	日向市大字富高1440番地	
埋 立 面 積	12,700m ²	
埋 立 容 積	127,000m ³	
埋 立 構 造	アスファルトシート＋不透水性土の二重構造	
埋 立 物	焼却残さ、不燃性残さ	
竣 工	平成12（2000）年3月	
浸 出 水 処 理 施 設	処理能力	300m ³ ／日
	処理方式	回転円盤＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭

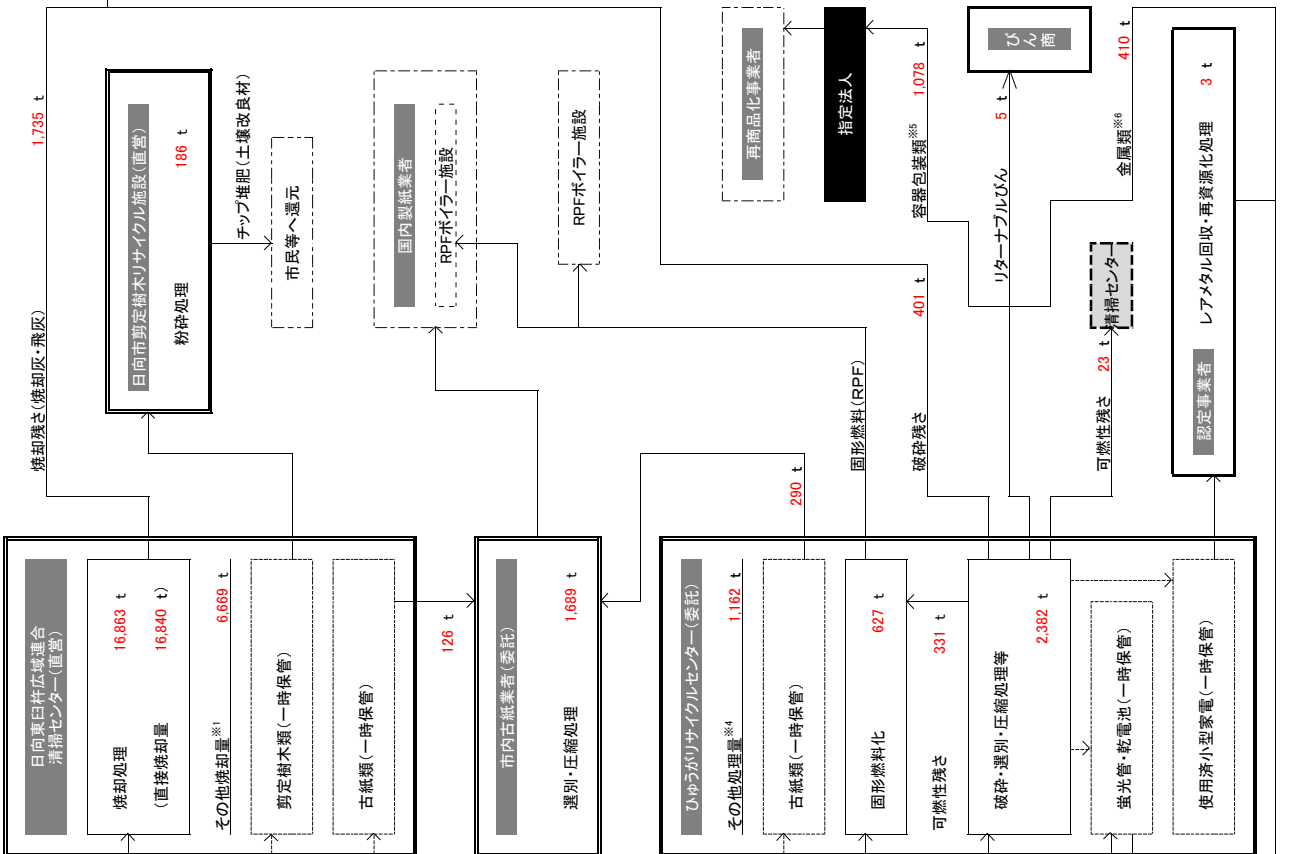
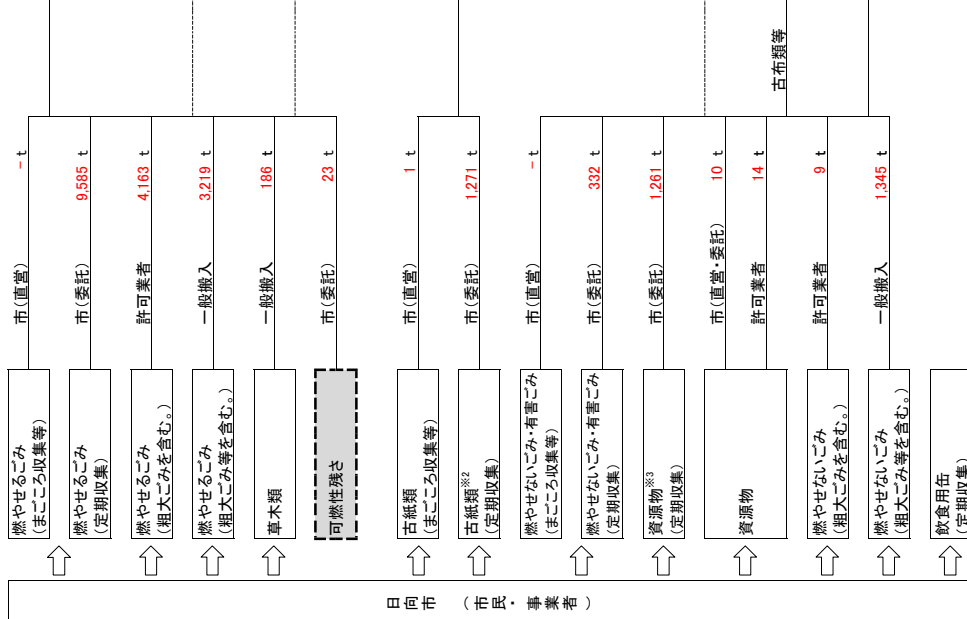
５．ごみ処理フロー

令和 2（2020）年 4 月現在のごみ処理フローは、次のとおりです。（図 2-1-2）

図 2-1-2

令和2年度一般廃棄物(ごみ)処理フロー

総処理量 21,542 t
総資源化量 4,160 t



内 訳											
※1 その他焼却量内訳	<table> <tr><td>門川町</td><td>5,206 t</td></tr> <tr><td>美細町</td><td>898 t</td></tr> <tr><td>諸塚村</td><td>191 t</td></tr> <tr><td>椎葉村</td><td>374 t</td></tr> </table>	門川町	5,206 t	美細町	898 t	諸塚村	191 t	椎葉村	374 t		
門川町	5,206 t										
美細町	898 t										
諸塚村	191 t										
椎葉村	374 t										
※2 古紙類内訳	<table> <tr><td>新聞・折込チラシ</td><td>472 t</td></tr> <tr><td>ダンボール</td><td>212 t</td></tr> <tr><td>雑誌・その他の紙</td><td>587 t</td></tr> </table>	新聞・折込チラシ	472 t	ダンボール	212 t	雑誌・その他の紙	587 t				
新聞・折込チラシ	472 t										
ダンボール	212 t										
雑誌・その他の紙	587 t										
※3 資源物内訳	<table> <tr><td>古布類</td><td>174 t</td></tr> <tr><td>あきびん</td><td>305 t</td></tr> <tr><td>カセットボンベ・スプレー</td><td>17 t</td></tr> <tr><td>ペットボトル</td><td>161 t</td></tr> <tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>604 t</td></tr> </table>	古布類	174 t	あきびん	305 t	カセットボンベ・スプレー	17 t	ペットボトル	161 t	プラスチック製容器包装	604 t
古布類	174 t										
あきびん	305 t										
カセットボンベ・スプレー	17 t										
ペットボトル	161 t										
プラスチック製容器包装	604 t										
※4 その他処理量内訳	<table> <tr><td>門川町</td><td>583 t</td></tr> <tr><td>美細町</td><td>460 t</td></tr> <tr><td>諸塚村</td><td>51 t</td></tr> <tr><td>椎葉村</td><td>68 t</td></tr> </table>	門川町	583 t	美細町	460 t	諸塚村	51 t	椎葉村	68 t		
門川町	583 t										
美細町	460 t										
諸塚村	51 t										
椎葉村	68 t										
※5 容器包装類内訳	<table> <tr><td>ガラスびん</td><td>334 t</td></tr> <tr><td>ペットボトル</td><td>173 t</td></tr> <tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>571 t</td></tr> </table>	ガラスびん	334 t	ペットボトル	173 t	プラスチック製容器包装	571 t				
ガラスびん	334 t										
ペットボトル	173 t										
プラスチック製容器包装	571 t										
※6 金属類内訳	<table> <tr><td>缶類</td><td>45 t</td></tr> <tr><td>その他金属くず</td><td>365 t</td></tr> </table>	缶類	45 t	その他金属くず	365 t						
缶類	45 t										
その他金属くず	365 t										
※7 その他埋立量内訳	<table> <tr><td>門川町</td><td>662 t</td></tr> <tr><td>美細町</td><td>130 t</td></tr> <tr><td>諸塚村</td><td>29 t</td></tr> <tr><td>椎葉村</td><td>48 t</td></tr> <tr><td>側溝汚泥(許可業者)</td><td>73 t</td></tr> </table>	門川町	662 t	美細町	130 t	諸塚村	29 t	椎葉村	48 t	側溝汚泥(許可業者)	73 t
門川町	662 t										
美細町	130 t										
諸塚村	29 t										
椎葉村	48 t										
側溝汚泥(許可業者)	73 t										

※数値は令和元(2019)年度実績より小数点以下第1位を四捨五入しています。
※事業所から排出される古紙、食品リサイクル法に基づく生ごみ等、民間(許可業者等)のみ処理ルートについては省略しています。
※令和12(2020)年度より収集運搬業務が完全民間委託となったため、「市(直営)」部分の推計が困難な箇所があります。

第 2 節 ごみ処理の実績

1. ごみの排出量

(1) ごみ総排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量

本市のごみ総排出量は、平成 19(2007)年度以降で見ると減少傾向にありましたが、平成 24(2012)年度以降からはほぼ横ばい、平成 30(2018)年度からは微増傾向となっています。

令和元(2019)年度のごみ総排出量は 21,542 t で、市民 1 人 1 日当たりごみ排出量は 963 g となっており、平成 19(2007)年度と比較すると、総排出量で約 21%、1 人 1 日当たり排出量で約 16%減少しています。(図 2-2-1)

また、ごみの排出形態別では、令和元(2019)年度の家系系ごみが 15,884 t、事業系ごみが 5,658 t で、総排出量に占める割合は、家庭系ごみが約 74%、事業系ごみが約 26%となっており、平成 19(2007)年度と比較すると、家庭系ごみが約 11%、事業系ごみが約 39%減少しています。(図 2-2-2)

図 2-2-1 ごみ排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

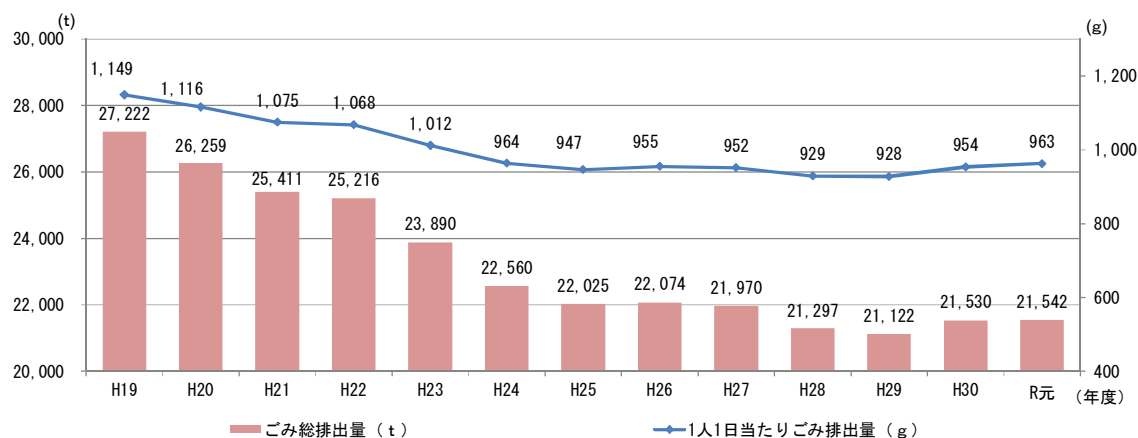
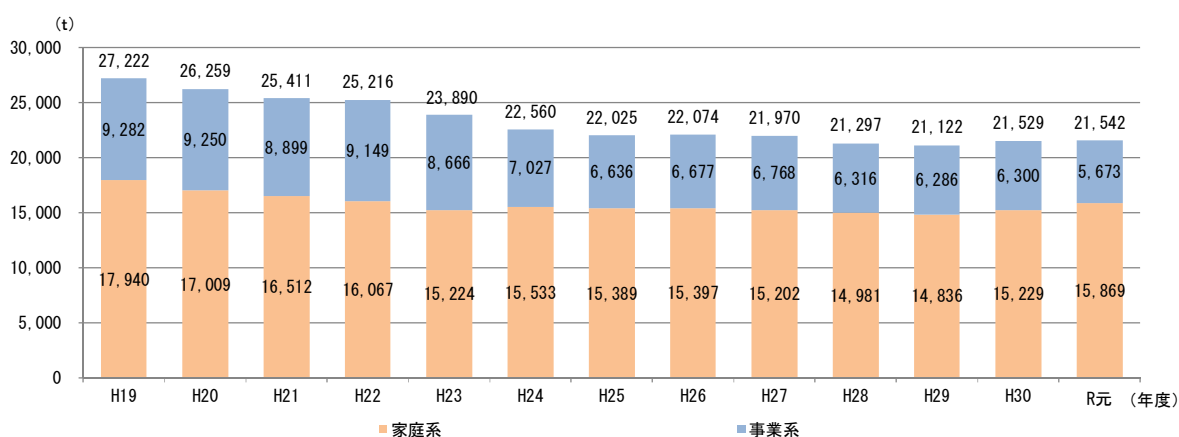


図 2-2-2 排出形態別の総排出量の推移 (単位 t)



(2) ごみの種類別発生量

ごみの種類別発生量をみると、令和元(2019)年度の燃やせるごみは 16,840 t、燃やせないごみは 1,208 t、資源物 3,493 t で、総排出量に占める割合は、燃やせるごみが約 78%、燃やせないごみが約 5%、資源物が約 17%となっています。

平成 19(2007)年度と比較すると、燃やせるごみは約 28%減少、燃やせないごみは約 6%減少しており、資源物は約 21%増加しています。また、1人1日当たりに換算した、種類別・排出形態別のごみの排出量を表 2-2-1 に示します。

図 2-2-3 ごみ種類別発生量の推移 (単位 t)

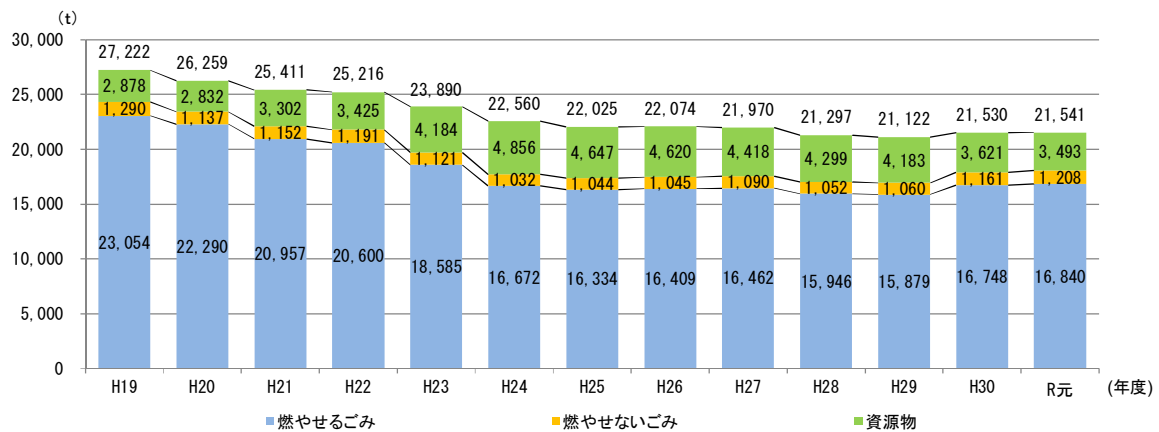


表 2-2-1 1人1日当たりごみ排出量の推移 (単位 g)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
1人1日当たり	954.56	952.39	928.98	927.89	954.05	963.30
家庭系	665.77	658.93	653.43	651.68	674.79	709.63
燃やせるごみ	471.42	469.48	465.90	468.02	488.52	500.19
燃やせないごみ・粗大ごみ	37.77	37.41	39.23	38.99	41.23	53.95
資源物	156.59	152.04	148.30	144.67	145.04	155.49
事業系	288.79	293.45	275.56	276.21	279.25	253.67
燃やせるごみ	238.17	244.13	229.67	229.55	253.62	252.88
燃やせないごみ・粗大ごみ	7.42	9.86	6.65	7.59	10.19	0.08
資源物	43.20	39.46	39.23	39.07	15.43	0.71

2. 資源化量

本市では、平成 5(1993)年度にアルミ缶・空きびん等を対象とした資源回収事業を開始して以降、計画的に分別の対象品目を拡大し、現在は 5 種 12 品目が対象となっています。

回収した資源物は不適物等を選別し、あきびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき再商品化事業者へ引き渡し、古紙類・缶類は市内のリサイクル事業者に売却しています。その他にも、剪定枝はチップ化し堆肥原料として市民へ還元し、古布類は固形燃料化する等して、それぞれリサイクルしています。

また、これまで資源化してきた乾電池に加え、蛍光管や使用済小型家電についても、燃やせないごみからピックアップ回収し、リサイクル事業者へ売却しています。

品目別の資源化量の推移については表 2-2-2 に示しているとおりです。

図 2-2-4 総資源化量とリサイクル率の推移

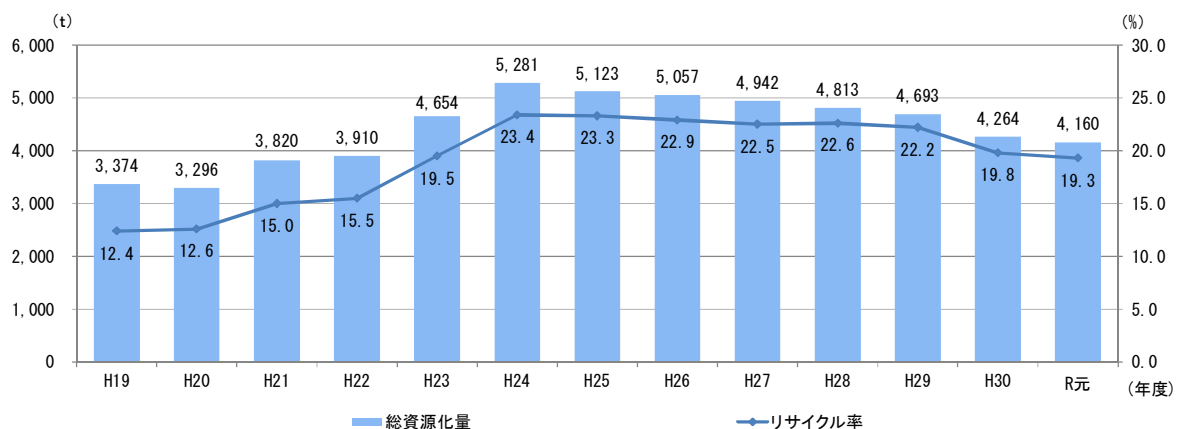


表 2-2-2 品目別資源化量の推移 (単位 t)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
古紙類	2,245	2,128	1,969	1,869	1,795	1,689
古布類	284	294	270	279	277	297
金属類 (缶类等)	433	472	477	453	548	574
ガラス類 (あきびん等)	376	375	362	363	357	339
ペットボトル	147	158	158	168	168	173
プラスチック製容器包装	542	565	554	571	560	571
草木類 (堆肥化等)	768	658	722	701	222	186
その他 (固形燃料化)	261	291	301	289	338	331
合計	5,056	4,942	4,813	4,693	4,264	4,160
リサイクル率 (%)	22.9	22.5	22.6	22.2	19.8	19.3

3. 収集・運搬

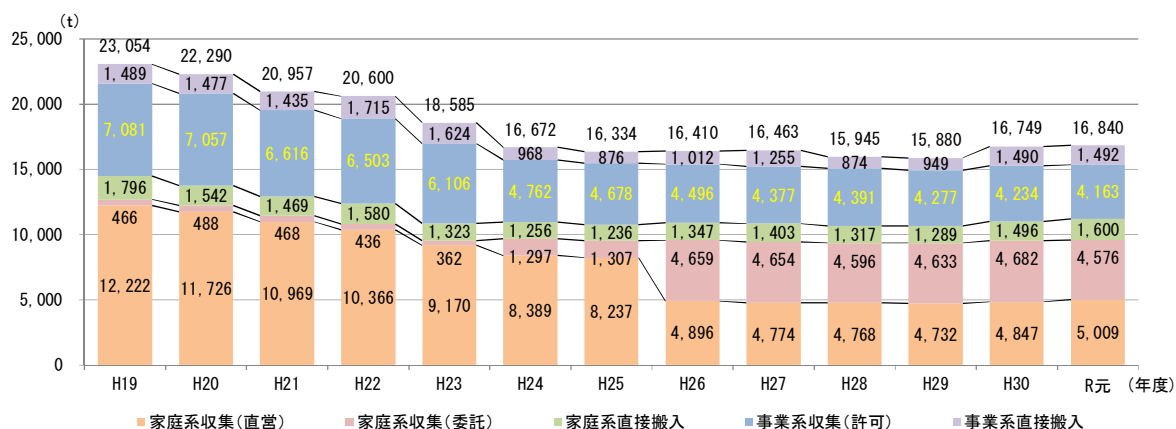
ごみの収集量と直接搬入量の推移をごみの種類、排出形態、収集・運搬形態別に示します。

(1) 燃やせるごみ

燃やせるごみを排出形態と収集・運搬形態別にみると、家庭系及び事業系の収集量は、平成 24(2012)年度までは着実に減少していましたが、それ以降は横ばい傾向となっています。

また、直接搬入量では家庭系及び事業系とも、平成 19(2007)年度と比較すると減少していますが、平成 26(2014)年度より横ばいから増加傾向となっています。

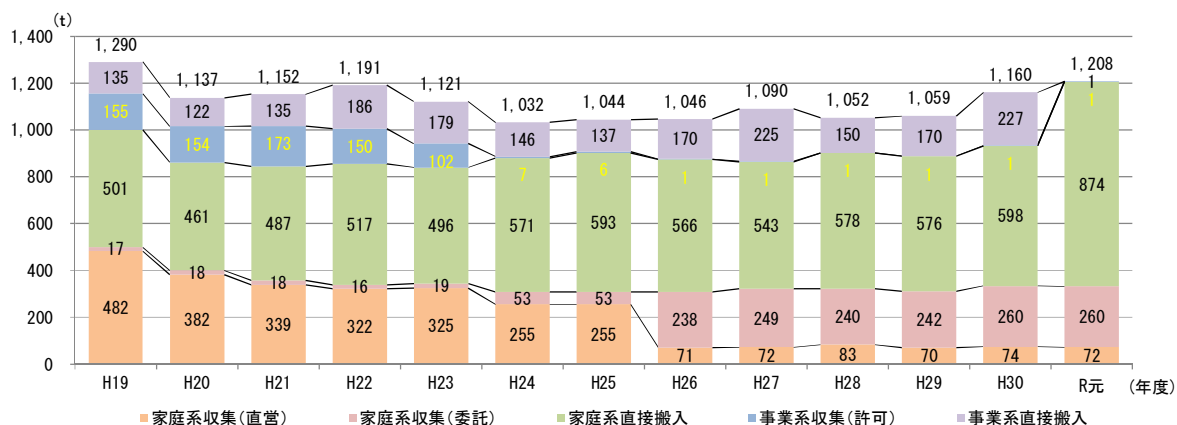
図 2-2-5 燃やせるごみの収集・搬入量の推移 (単位 t)



(2) 燃やせないごみ

燃やせないごみを排出形態と収集・運搬形態別にみると、家庭系の収集量は平成 22(2010)年度まで減少していましたが、それ以降は横ばい傾向となっています。令和元(2019)年度の事業系直接搬入量の大きな減少については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

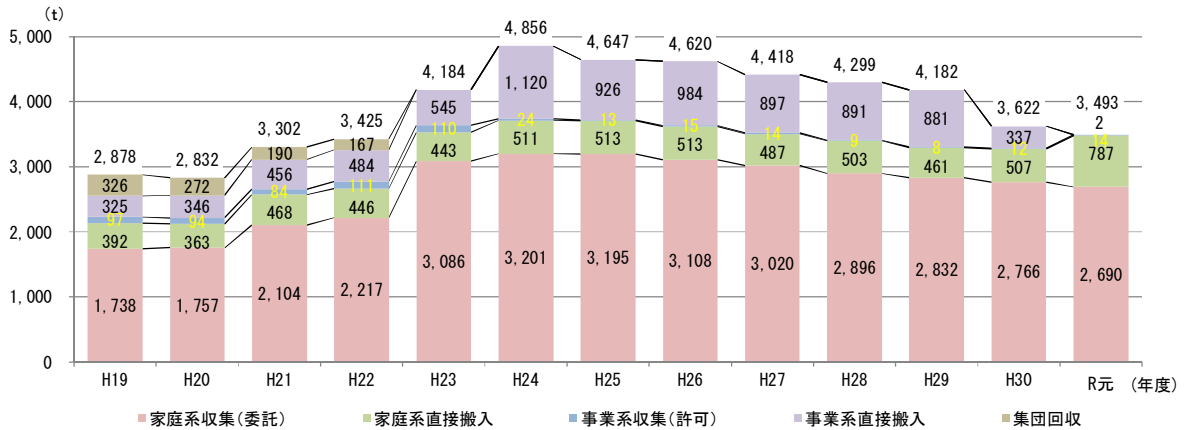
図 2-2-6 燃やせないごみの収集・搬入量の推移 (単位 t)



(3) 資源物

資源物を排出形態と収集・運搬形態別にみると、平成 24(2012)年度をピークに総排出量は減少傾向にあります。令和元(2019)年度の事業系直接搬入量の大きな減少については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

図 2-2-7 資源物排出量の推移 (単位 t)

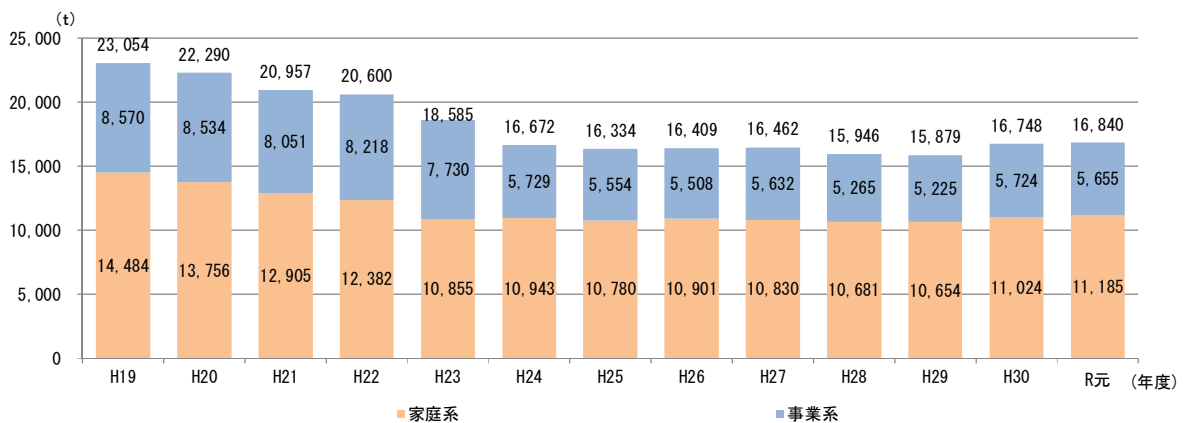


4. 中間処理

(1) 直接焼却量

清掃センターでの焼却量は燃やせるごみの減少に伴い年々減少してきましたが、平成 24(2012)年度以降、家庭系・事業系ともに横ばい傾向となっています。

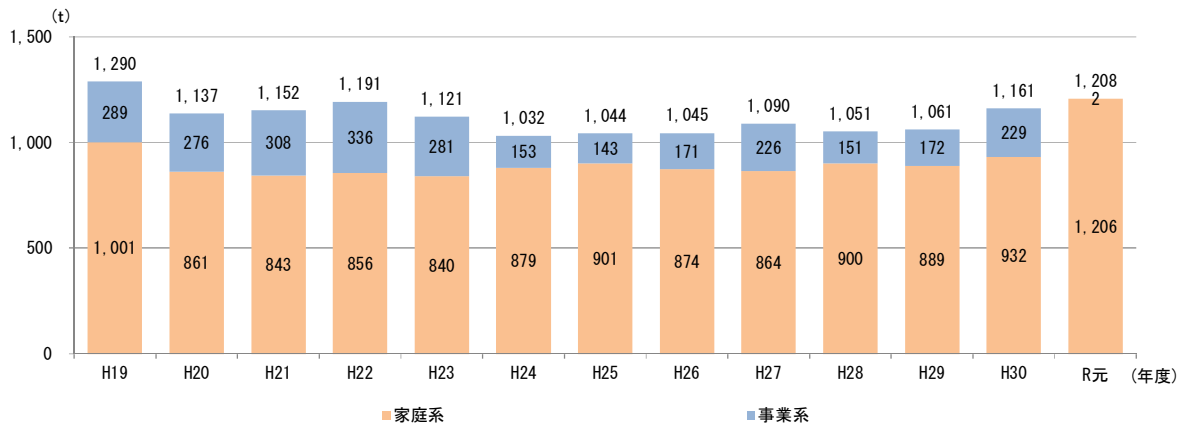
図 2-2-8 直接焼却量の推移 (単位 t)



（２）破碎・資源化処理量

リサイクルセンターでの燃やせないごみと粗大ごみの破碎・資源化処理量は、平成 28(2016)年度以降微増となっています。令和元(2019)年度の事業系処理量の大きな減少については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

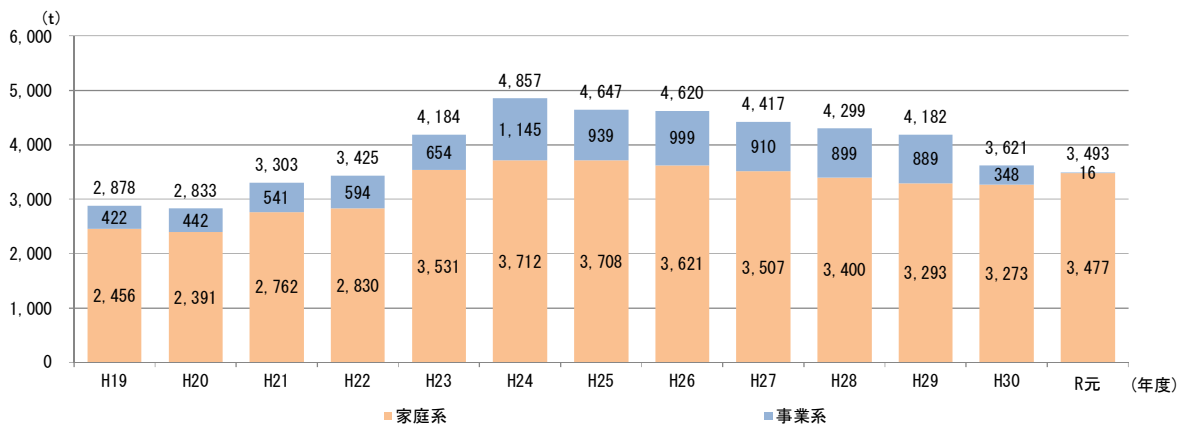
図 2-2-9 破碎・資源化処理量の推移（単位 t）



（３）資源化処理量

リサイクルセンターと古紙類と缶類の再生事業者の資源化処理量は、平成 24(2012)年度をピークに減少傾向となっています。令和元(2019)年度の事業系処理量の大きな減少については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

図 2-2-10 資源化処理量の推移（単位 t）



5. 最終処分

本市のごみ処理にかかる最終処分への埋立による最終処分量と最終処分率は、平成 19(2007)年度以降減少傾向が続いています。(図 2-2-11)

また、広域連合の構成市町村(1市2町2村)全体での最終処分量と容積、最終処分場の残容量を表 2-2-3 に示します。

図 2-2-11 資源化处理量の推移(単位 t)

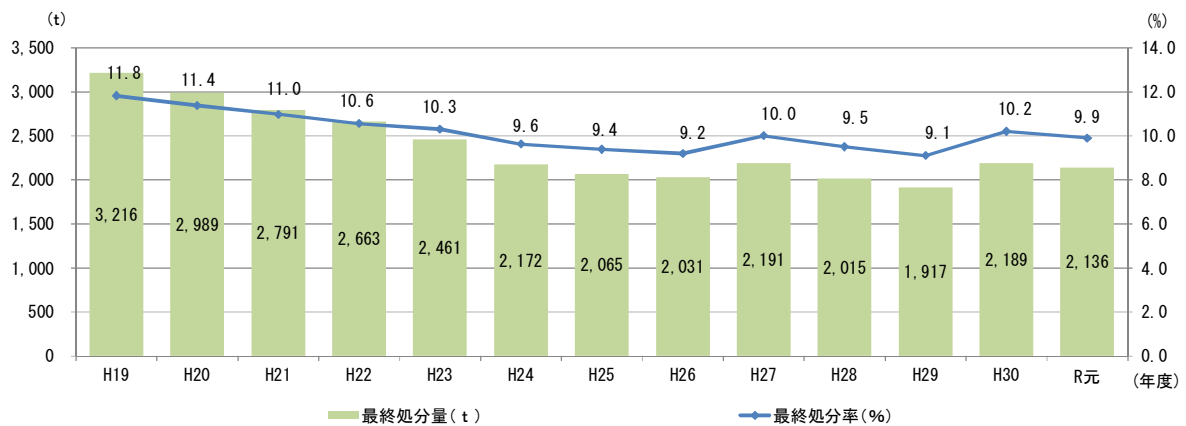


表 2-2-3 第4期最終処分場の年度別埋立重量及び容積

年度	焼却灰 (t)	不適物 (t)	汚泥 (t)	破碎可燃物 (t)	破碎不燃物 (t)	重量計 (t)	容積計 (m³)	残容量 (m³)
H19 年度	3,537	280	293	0	550	4,660	4,290	93,330
H20 年度	3,182	150	431	0	563	4,326	3,983	89,347
H21 年度	3,038	65	350	0	530	3,983	3,679	85,668
H22 年度	2,959	82	420	0	463	3,924	3,536	82,132
H23 年度	2,783	28	405	0	450	3,666	3,624	78,508
H24 年度	2,604	31	458	0	350	3,443	2,680	75,828
H25 年度	2,480	25	343	0	623	3,471	4,603	71,225
H26 年度	2,368	31	384	0	533	3,316	2,689	68,536
H27 年度	2,567	9	361	0	573	3,510	3,616	64,920
H28 年度	2,571	19	341	0	479	3,410	3,209	61,711
H29 年度	2,291	22	300	0	444	3,057	3,512	58,199
H30 年度	2,394	16	261	0	701	3,372	3,989	54,210
R 元年度	2,421	22	310	0	517	3,270	2,935	51,275
累計	59,700	2,195	6,776	1,582	12,904	83,157	75,725	51,275
割合	71.8%	2.6%	8.1%	1.9%	15.5%		59.6%	40.4%

6. ごみの組成

本市では、排出実態からみたごみの減量化・資源化の可能性を検証するため、市が処理するごみのうち、家庭系の燃やせるごみ・燃やせないごみの組成調査を年次的に行っています。

令和元(2019)年度の調査結果概要は、以下のとおりです。

(1) 組成比率

燃やせるごみ・燃やせないごみの組成比率は、下の図 2-2-12 及び図 2-3-13 のとおりです。燃やせるごみの約半分が「厨芥類」(生ごみ)、燃やせないごみの 6 割以上が「金属類」になります。

図 2-2-12 燃やせるごみの組成比率 (%)

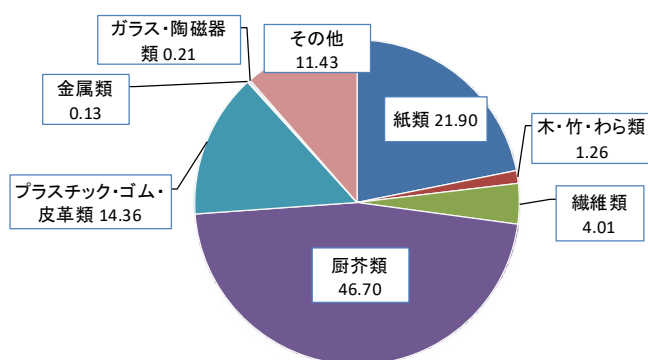
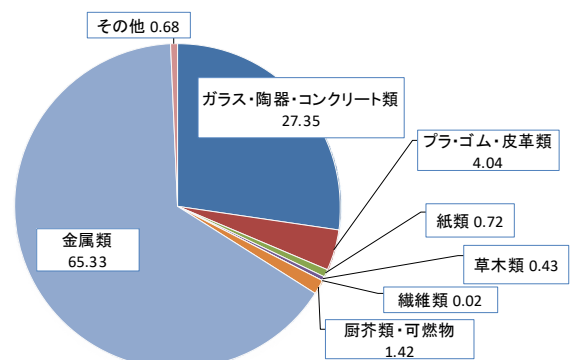


図 2-2-13 燃やせないごみの組成比率 (%)



(2) 分別状況

排出されたごみの分別状況については、下の図 2-2-14 及び図 2-2-15 のとおりです。燃やせるごみのうち 14.61%が、燃やせないごみのうち 6.86%が、排出されたそれぞれのごみに占める資源物の割合になります。右の表はその資源物の内訳になります。

図 2-2-14 燃やせるごみの分別状況 (%)

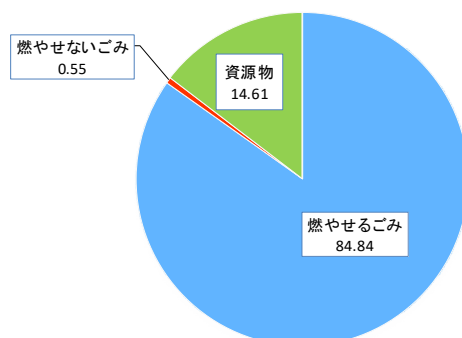


表 2-2-4 燃やせるごみ中の資源物の内訳

資源物の内訳 (%)	
新聞・折込チラシ	0.68
ダンボール	0.21
紙パック	0.33
雑誌・その他の紙	5.79
古布類	2.17
空きびん	0.2
飲食用缶	0.01
カセットボンベ・スプレー缶	0.00
ペットボトル	0.21
プラスチック製容器包装	5.01
合 計	14.61

図 2-2-15 燃やせないごみの分別状況（％）

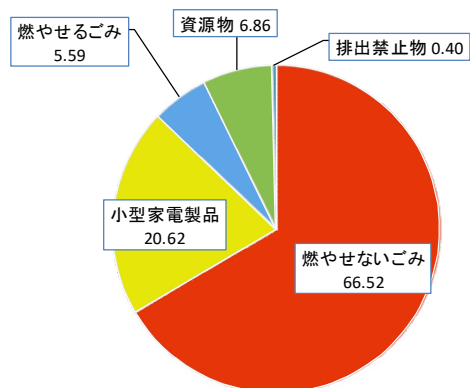


表 2-2-5 燃やせないごみ中の資源物の内訳

資源物の内訳（％）	
新聞・折込チラシ	0.10
ダンボール	0.32
雑誌・その他の紙	0.09
古布類	0.00
空きびん	2.83
飲食用缶	1.59
カセットボンベ・スプレー缶	1.40
ペットボトル	0.03
プラスチック製容器包装	0.50
合 計	6.86

7. 減量化・資源化及び適正処理の取組

本市が実施した主な減量化・資源化及び適正処理に関する取組は、次のとおりです。

（１）資源物回収の拡充

令和元（2019）年度にパソコンを「使用済小型家電」として受け入れ開始しました（リサイクルセンターへの持込に限る）。

（２）生ごみ減量化の推進

生ごみの減量化・堆肥化を推進するため、コンポスト（屋外で生ごみを堆肥化する容器）や、EMバケツ（屋内で生ごみを堆肥化する容器）、生ごみカラット（生ごみを乾燥する容器）の貸与を継続して行っています。

表 2-2-6 家庭用生ごみ処理容器の貸与状況(単位：個)

種類	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
コンポスト	68	78	31	29	44	51
EMバケツ	34	23	9	5	14	27
生ごみカラット	12	4	4	2	3	2

（３）適正排出指導

ごみの適正な分別排出を促すため、クリーンステーションに排出されたごみで、分別ルールを守られていないものや事業系ごみについては、排出者への戸別訪問による啓発指導を行っています。

表 2-2-7 戸別訪問啓発件数(単位：件)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
家庭系	4,638	5,672	3,342	3,190	2,689	1,599
事業系	11	85	106	40	59	76
合計	4,649	5,757	3,448	3,230	2,748	1,675

(4) 事業系ごみの適正処理

平成 24 (2012) 年度に、事業系一般廃棄物の受入基準見直しを行いました。特に、産業廃棄物と産業廃棄物のうち事業系一般廃棄物とあわせて処理できるものの分別を徹底するため、手引書を作成・配布して周知を図りました。また、収集車両の内容物検査、排出事業所及び許可業者への立入検査、収集運搬業担当者セミナーや排出事業所への出前講座等も実施しています。

(5) 不法投棄対策

市内全域における不法投棄の巡回監視は、定期的を実施しており、関係機関とも連携しながら、不法投棄箇所の把握や投棄者の調査・指導、回収処理を行っています。

表 2-2-8 不法投棄されたごみの回収状況(業務委託)

年度	テレビ (台)	冷蔵庫 (台)	エアコン (台)	洗濯機 乾燥機 (台)	パソコン (台)	自転車 (台)	タイヤ (本)	燃やせる ごみ (t)	燃やせない ごみ (t)	不法投 棄回収 箇所
H26 年度	18	3	2	2	0	2	121	5.04	2.87	595
H27 年度	30	3	1	4	2	11	66	6.73	2.60	654
H28 年度	15	2	2	2	1	5	64	7.26	2.88	634
H29 年度	10	2	0	0	1	8	42	4.67	2.20	649
H30 年度	15	2	0	1	2	1	16	4.13	1.69	770
R 元年度	3	1	0	1	0	1	14	5.30	1.17	378

(6) きめ細やかな収集体制の構築

平成 24(2012)年 4 月から、高齢や要介護状態により、ごみ等の排出が困難な世帯に対して戸別に収集する「まごころ収集」を開始しました。令和 2 (2020) 年 4 月現在、対象世帯は 67 世帯となっています。

(7) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療の進展とともに、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の廃棄物が排出されており、今後も発生量が増加することが予想されることから、平成 25(2013)年 9 月に、本市と日向市東臼杵郡医師会及び日向市・東臼杵郡薬剤師会は、「在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定書」を締結し、市民への周知と処理面で協力していきます。

（８）環境学習

市民のごみ処理に対する理解と関心を深めるため、学校、職場、地域での出前講座・施設見学・職場体験等の環境学習を継続して行っています。令和元(2019)年度は、出前講座に 849 名、施設見学に 104 名、職場体験に 73 名が参加しました。

８．市民アンケートの結果

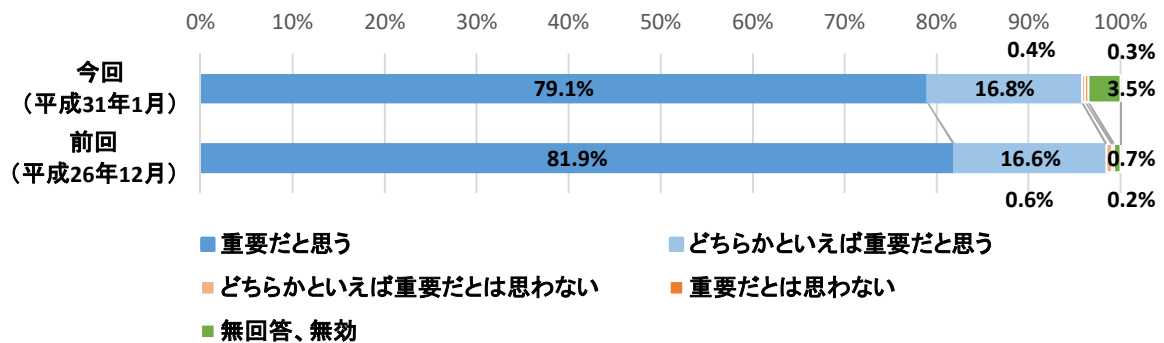
本市では、ごみ処理に関する市民の関心度、協力度並びに市に対する市民の意向や優先度を把握するため、平成 31(2019)年 1 月に市民 2,000 人を対象に「日向市の環境・ごみに関する市民アンケート調査」を行い、745 人（回収率 37.3%）の方から回答をいただきました。なお、前回調査（平成 26(2014)年 12 月実施）との比較も一部行っています。

（１）集計結果の概要

①ごみの問題に対する重要度

ごみ問題について、「重要だと思う。」又は「どちらかといえば重要だと思う。」と回答した方は、95.9%となっています。

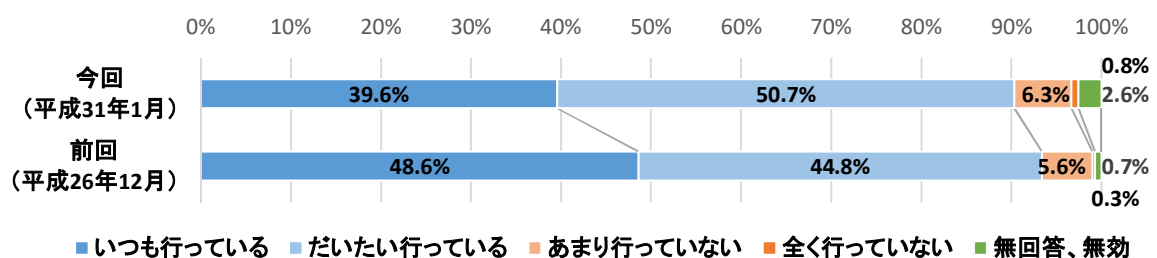
図 2-2-15 ごみ問題に対する重要度



②ごみを少なくすることやリサイクルの取組状況

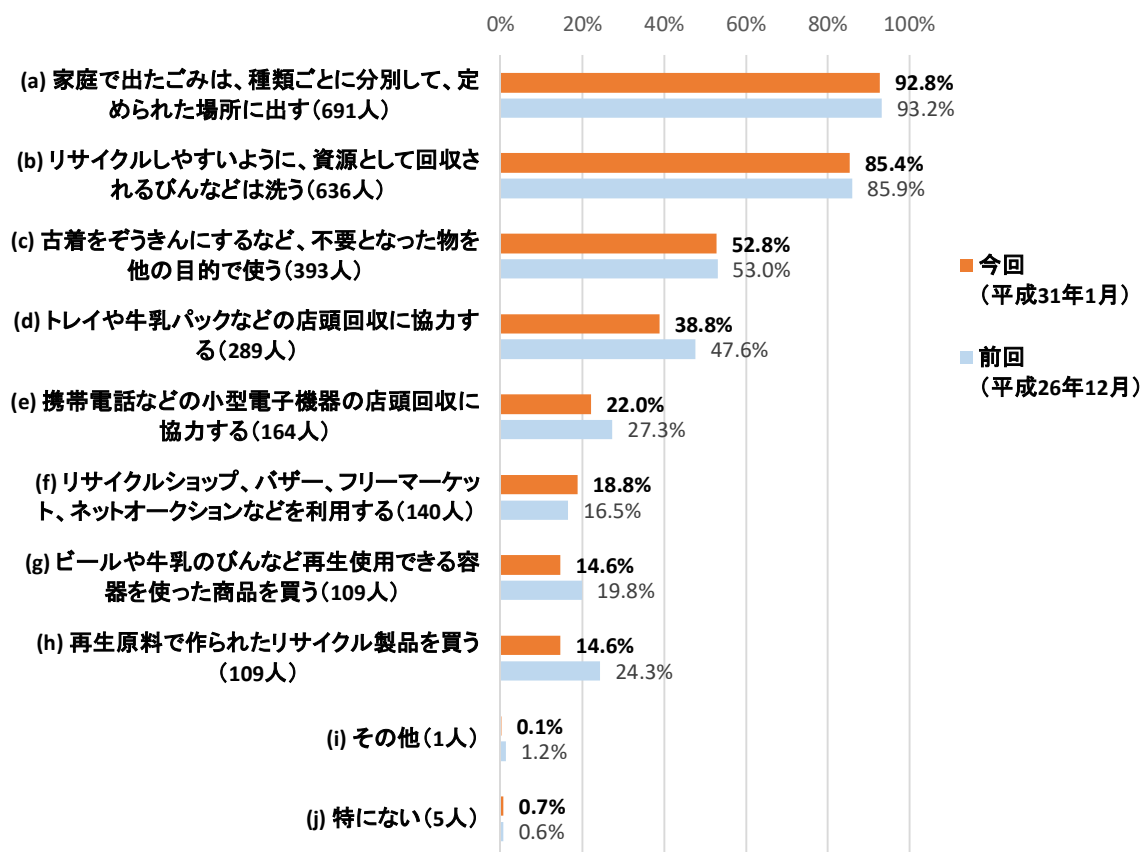
取組を行う頻度について、「いつも行っている。」又は「だいたい行っている。」と回答した方は、合わせて 90.3%となっています。

図 2-2-16 ごみを少なくすることやリサイクルの取組状況



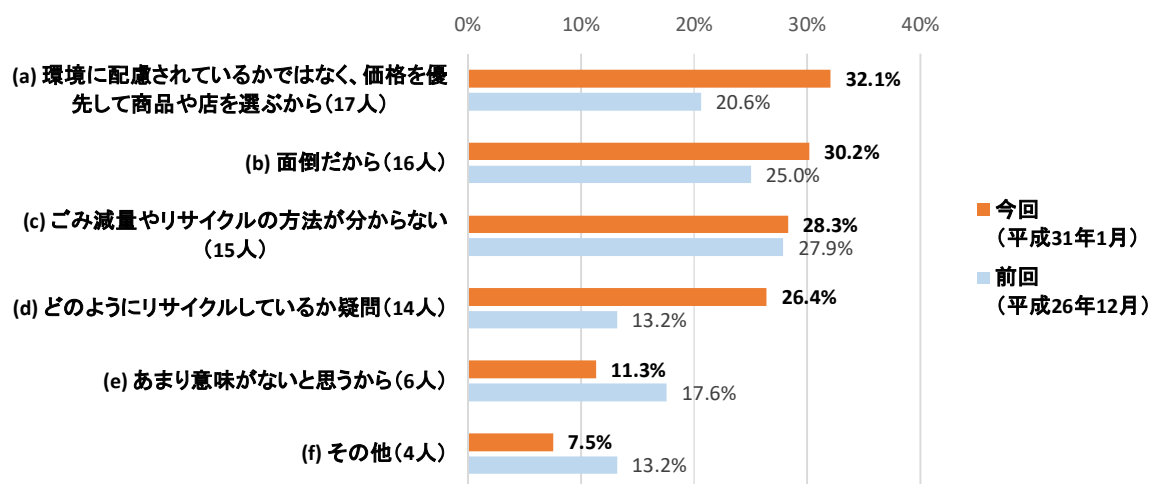
リユース・リサイクルの取組内容については、「(a) 家庭で出たごみは、種類ごとに分別して、定められた場所に出す。」が92.8%で最も多く、次いで「(b) リサイクルしやすいように、資源として回収されるびんなどは洗う。」が85.4%となっており、この順番は前回の調査結果と同様になっています。

図 2-2-17 リサイクルの取組内容



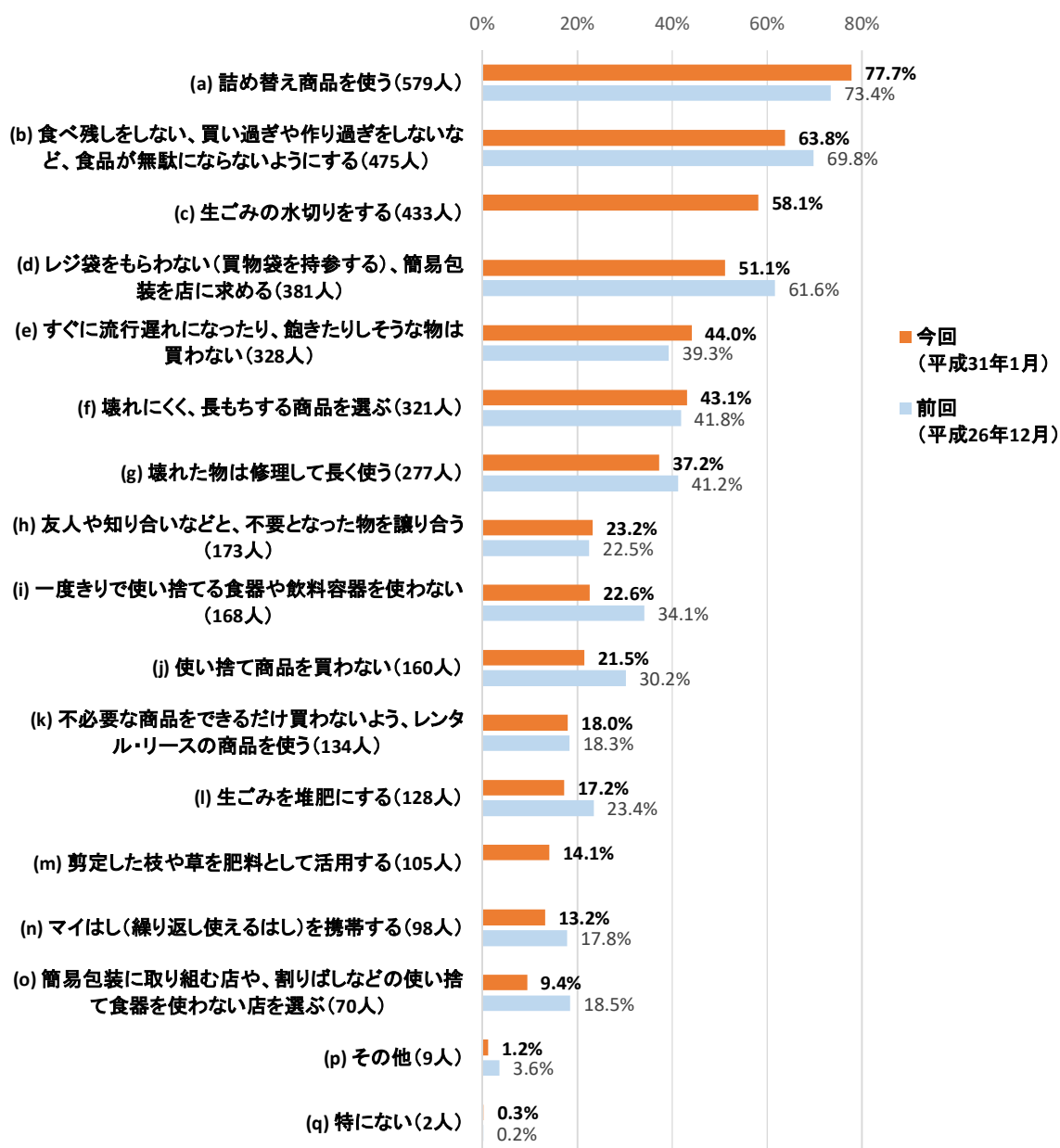
「あまり行っていない。」又は「全く行っていない。」理由で最も多かったのは、「(a) 環境に配慮されているかではなく、価格を優先して商品や店を選ぶから。」の32.1%でした。

図 2-2-18 リサイクル等を行っていない理由



ごみを少なくするための取組内容については、「(a) 詰め替え商品を使う。」が 77.7%で最も多く、次いで「(b) 食べ残し、買い過ぎ、作り過ぎをしないなど、食品が無駄にならないようにする。」の 63.8%となっており、前回の調査結果と同様となっていますが、3 番目は、今回の調査で追加した「(c) 生ごみの水切りをする。」の 58.1%となっています。

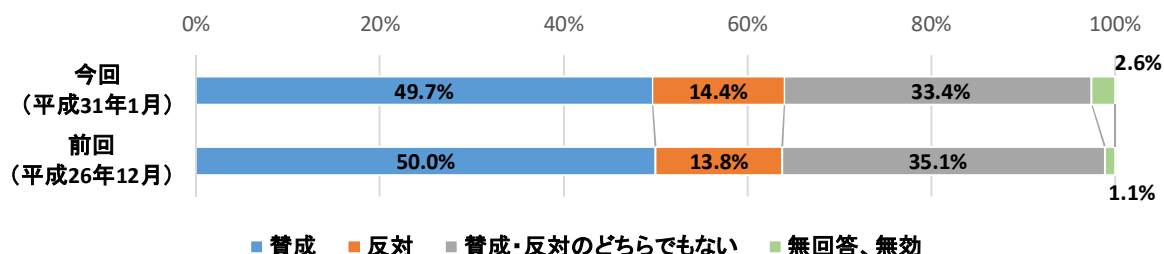
図 2-2-19 ごみを少なくする取組の内容



③レジ袋の無料配布をやめることの賛否

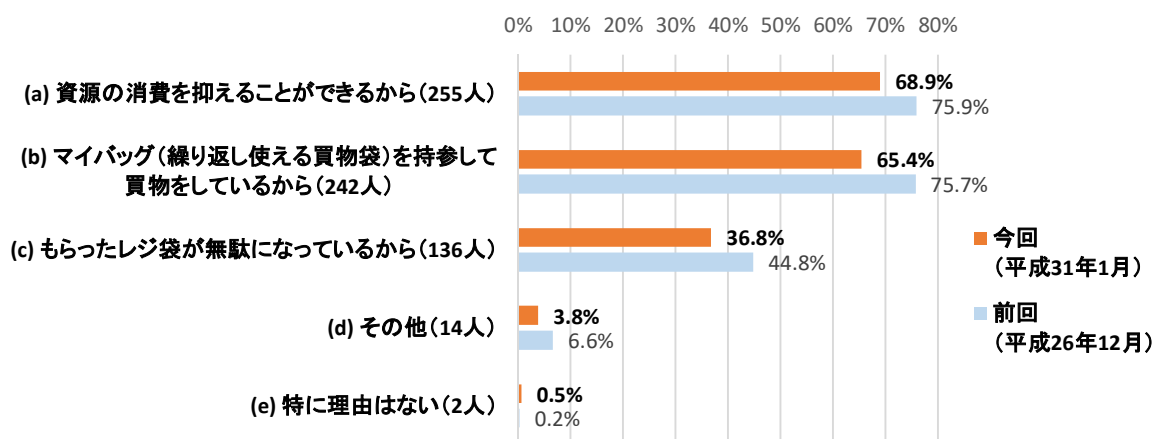
「賛成」が49.7%で、「反対」が14.4%となっており、前回の調査結果と同様に「賛成」が「反対」を大きく上回っています。

図 2-2-20 レジ袋無料配布取りやめの賛否



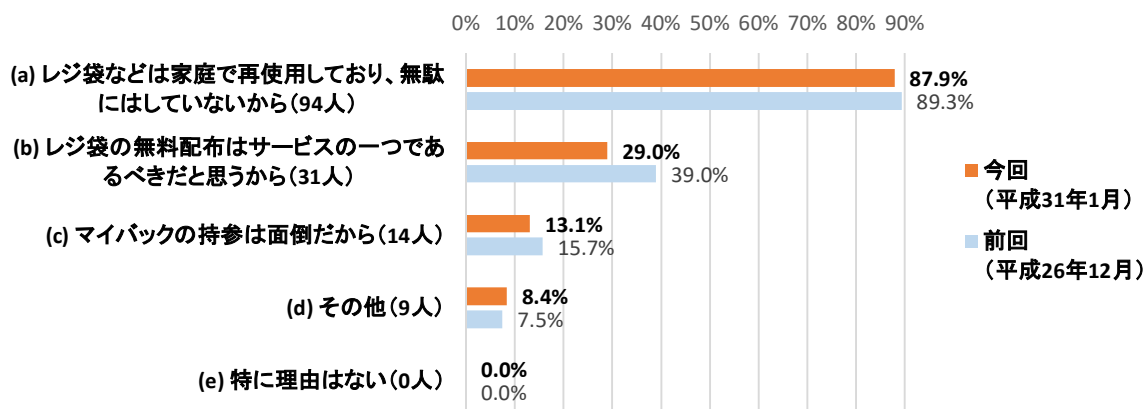
賛成の理由では、「(a) 資源の消費を抑えることができるから。」が68.9%で最も多く、次いで「(b) マイバッグ（繰り返し使える買物袋）を持参して買物をしているから。」が65.4%となっており、この順番は前回の調査結果と同様となっています。なお、その他の理由として、海洋環境や生態系への悪影響を懸念する意見もありました。

図 2-2-21 レジ袋有料化に賛成の理由



反対の理由では、「(a) レジ袋などは家庭で再使用しており、無駄にはしていないから。」が87.9%で最も多く、この調査結果は前回の調査結果と同様になっています。

図 2-2-22 レジ袋有料化に反対の理由



④市のごみ処理事業に関する認知度

市のごみ処理事業に関する認知度では、「(a) 適正処理ガイドブックやカレンダーを作成・配布」が45.2%で最も多く、次いで「(b) ごみ集積所へのごみ散乱防止ネットの無料設置」が43.6%、「(c) 生ごみ処理容器（コンポスト容器・EMバケツ・生ごみカラット）の無料貸出し」が42.6%となっており、この順番は前回の調査結果と同様となっています。

また、今回の調査で新たに追加した「(k) スマートフォン、タブレット利用者へのごみ分別アプリの配信」は14.4%、「(l) 生ごみの水切り・ひとしぼりの推進」は14.0%、「(m) 30・10（さんまる・いちまる）運動の推進」は13.2%となっています。

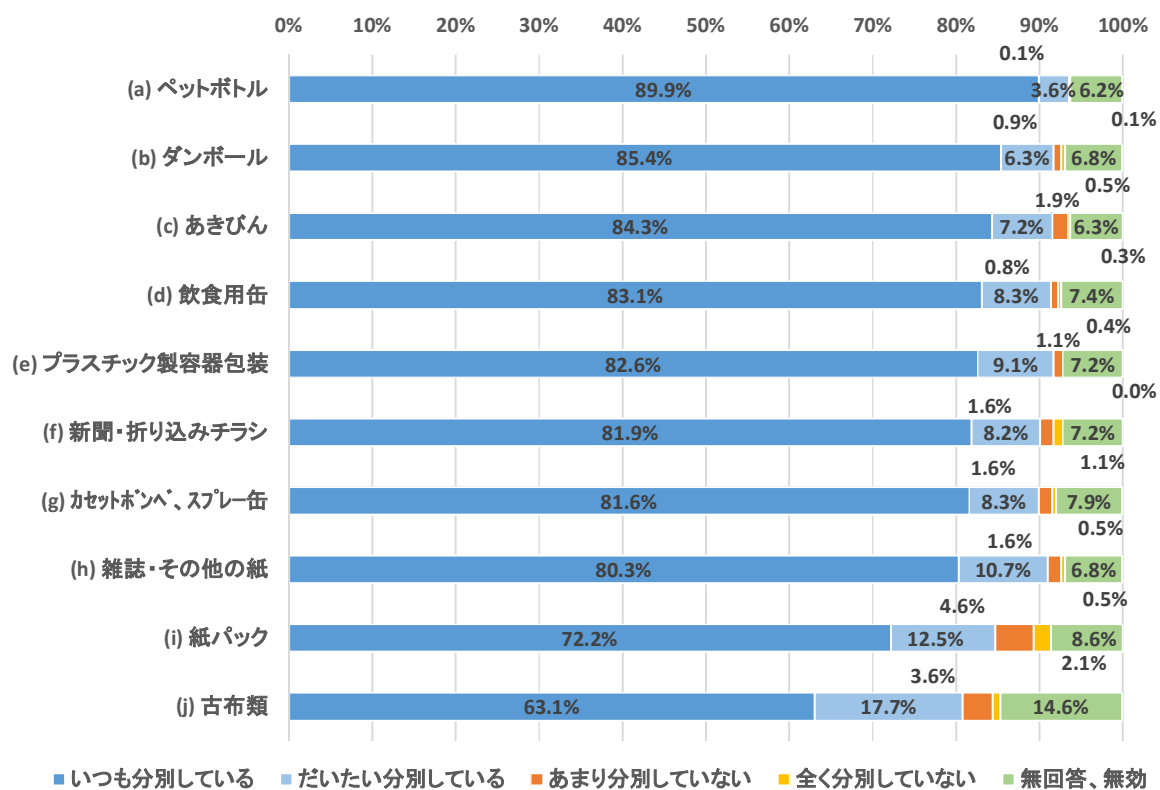
図 2-2-23 市のごみ処理事業に関する認知度



⑤ごみの品目別の分別協力度

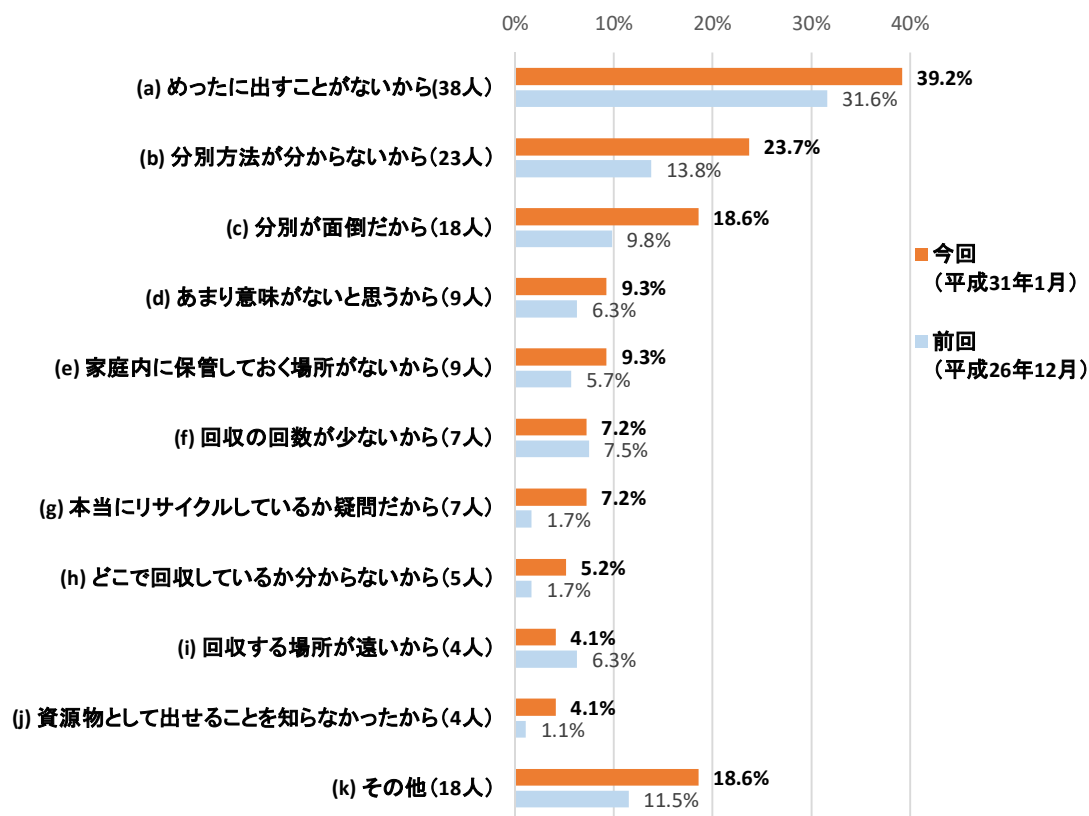
ごみの品目別の分別協力度では、「いつも分別している。」又は「だいたい分別している。」と回答した方は、「(a) ペットボトル」が93.5%で最も多く、次に「(b) ダンボール」と「(d) プラスチック製容器包装」がともに91.7%、「(c) あきびん」が91.5%となっています。

図 2-2-24 品目別の分別協力度



「あまり分別しない。」又は「全く分別しない。」理由は、「めったに出すことがないから。」が 39.2%で最も多く、次いで「分別方法がわからないから。」が 23.7%、「分別が面倒だから。」が 18.6%となっています。

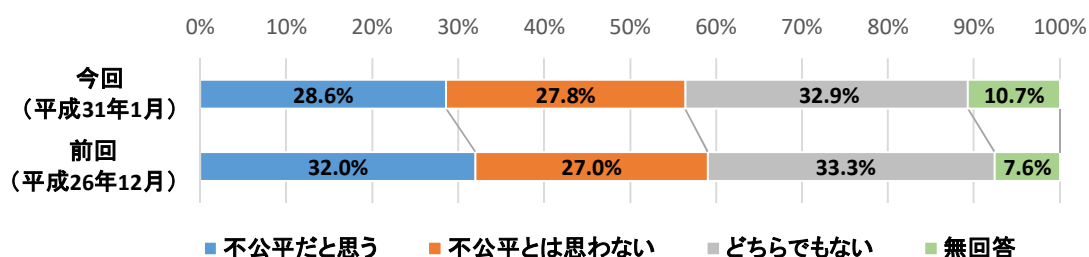
図 2-2-25 ごみの分別に協力しない理由



⑥ルール違反ごみへの対応

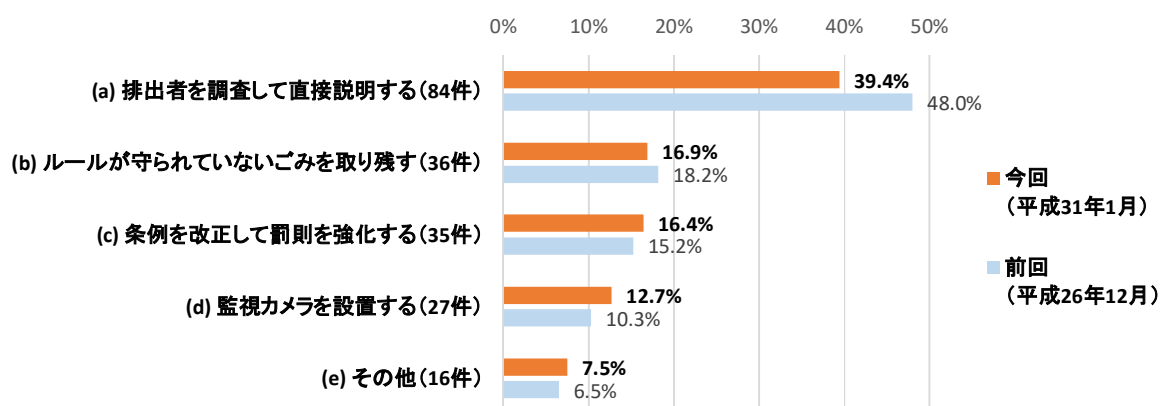
市がルール違反ごみをやむを得ず収集することについて、「不公平だと思う。」と回答した方は 28.6%、「不公平とは思わない。」と回答した方は 27.8%となっており、意見が分かれる結果となっています。

図 2-2-26 ルール違反ごみを収集することについて



ルール違反ごみに対して市に希望する対応策については、「(a) 排出者を調査して直接説明する。」が 39.4%で最も多くなっています。

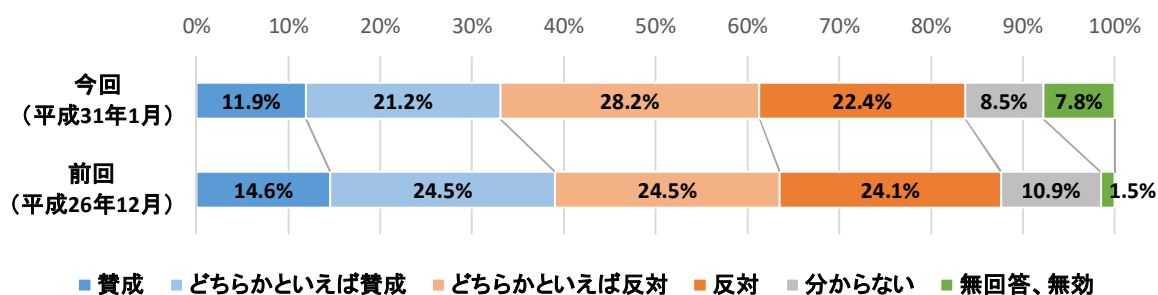
図 2-2-27 ルール違反ごみへの望ましい対応策



⑦家庭ごみ処理の有料化

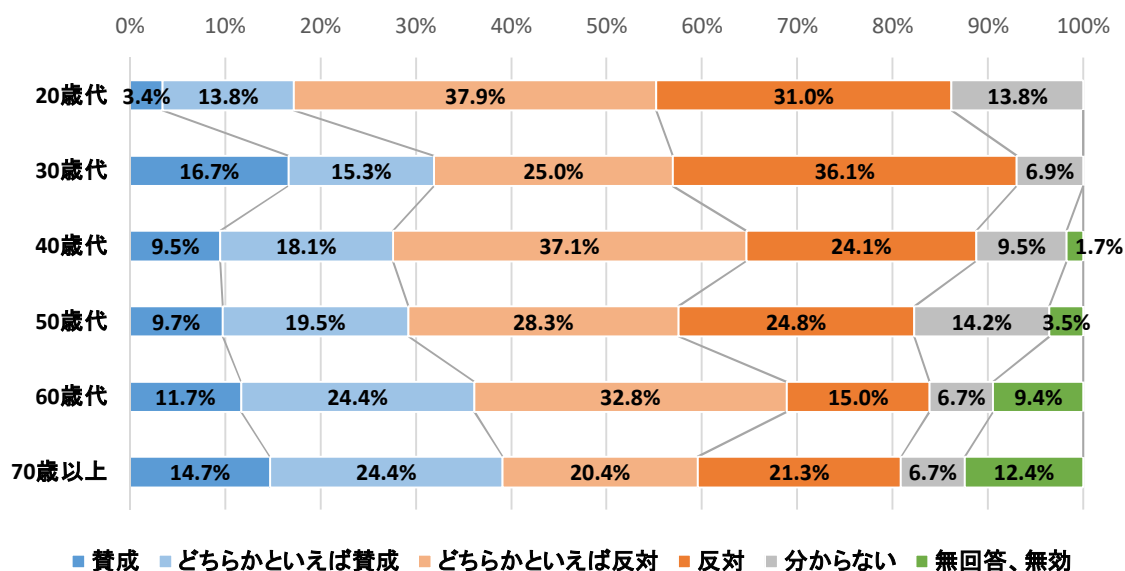
家庭ごみ処理の有料化についての賛否について、「どちらかといえば反対」又は「反対」と回答した方は 50.6%で、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した方の 33.1%を 17.5 ポイント上回っています。前回の調査結果と比較すると、「どちらかといえば反対」又は「反対」と回答した方は 2.0 ポイント増加し、「賛成」と「どちらかといえば賛成」と回答した方は 6.0 ポイント減少しています。

図 2-2-28 家庭ごみ処理有料化の賛否



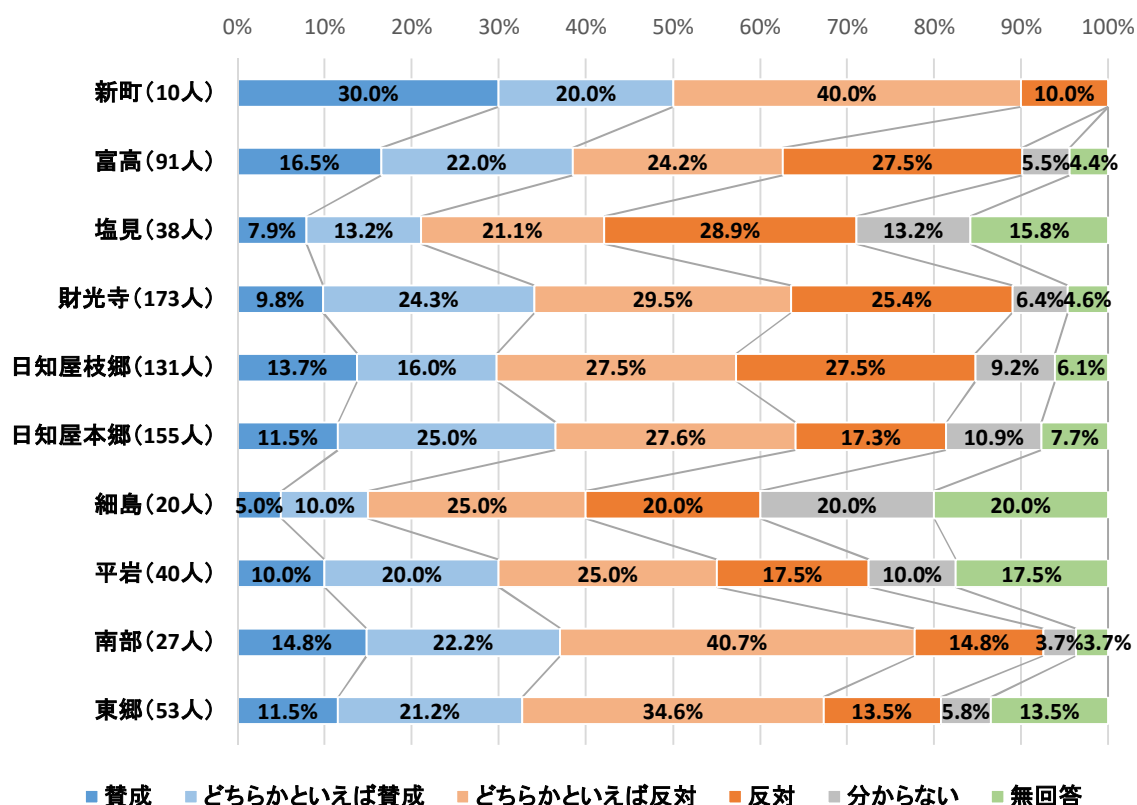
年代別で見ると、全ての年代で、「反対（どちらかといえば反対を含む。）」、が「賛成（どちらかといえば賛成を含む。）」を上回っています。特に 50 歳代以下では、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。

図 2-2-29 家庭ごみ処理の有料化の賛否(年代別)



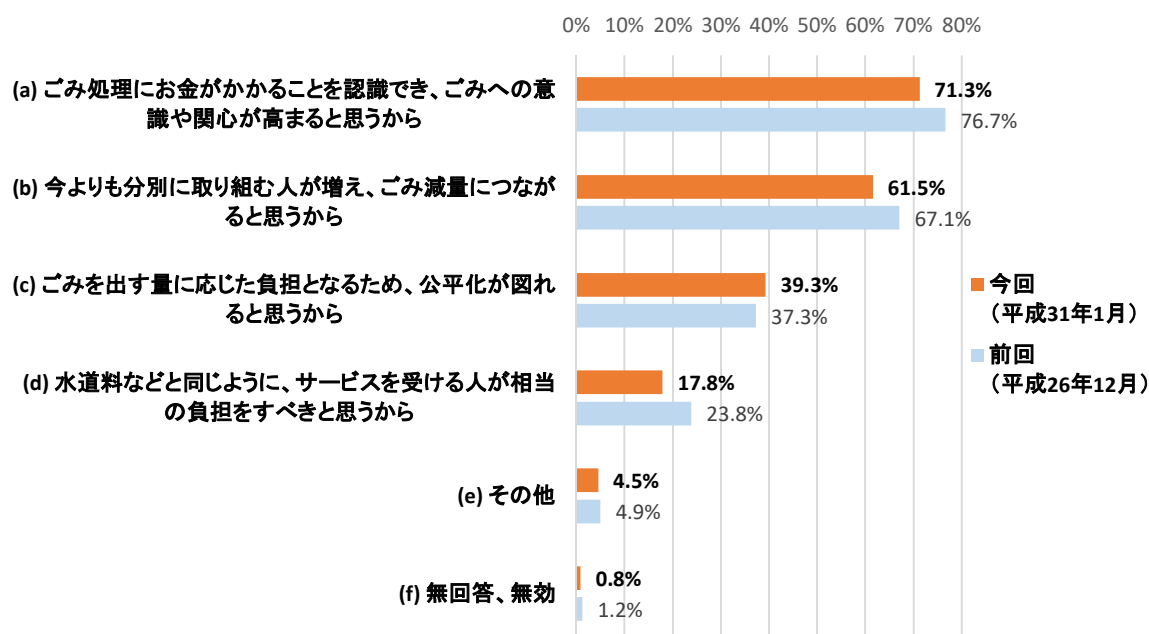
地区別で見ると、「賛成」が多い地区は、「新町地区」が 50.0%、次いで「富高地区」が 38.5% となっています。一方、「反対」が多い地区は、「南部地区」が 55.5%、次いで「日知屋枝郷地区」が 55.0% となっています。

図 2-2-30 家庭ごみ処理の有料化の賛否(地区別)



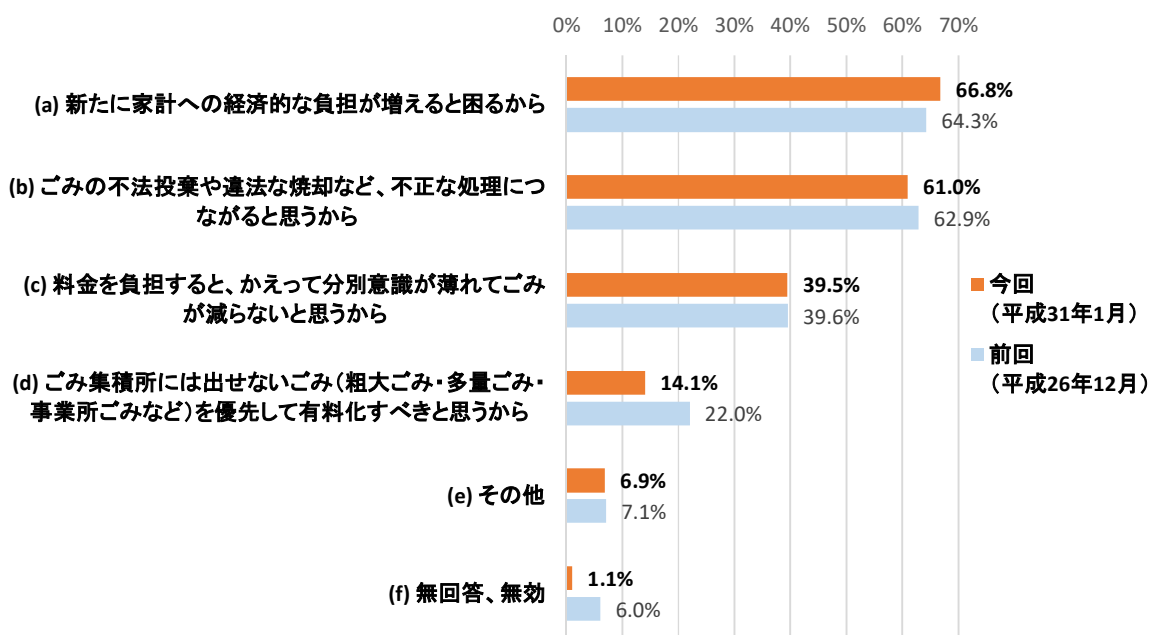
「賛成」又は「どちらかといえば賛成」の理由については、「(a) ごみ処理にお金がかかることを認識でき、ごみへの意識や関心が高まると思うから。」が71.3%で最も多く、次いで「(b) 今より分別に取り組む人が増え、ごみ減量につながると思うから。」が61.5%で、この順番は前回の調査結果と同様となっています。

図 2-2-31 家庭ごみ処理の有料化に賛成の理由



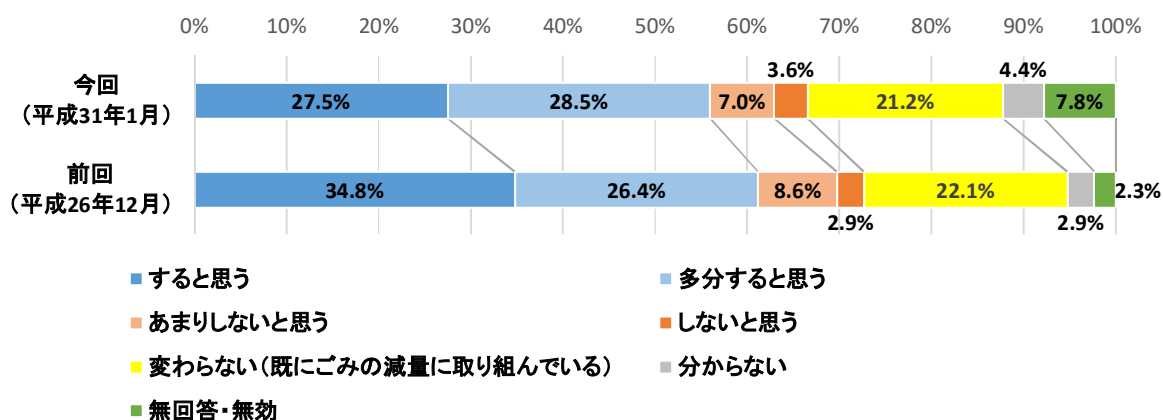
一方、「どちらかといえば反対」又は「反対」の理由は、「(a) 新たに家計への経済的な負担が増えると困るから。」が66.8%で最も多く、次いで「(b) ごみの不法投棄や違法な焼却など、不正な処理につながると思うから。」が61.0%で、この順番は前回の調査結果と同様となっています。

図 2-2-32 家庭ごみ処理の有料化に反対の理由



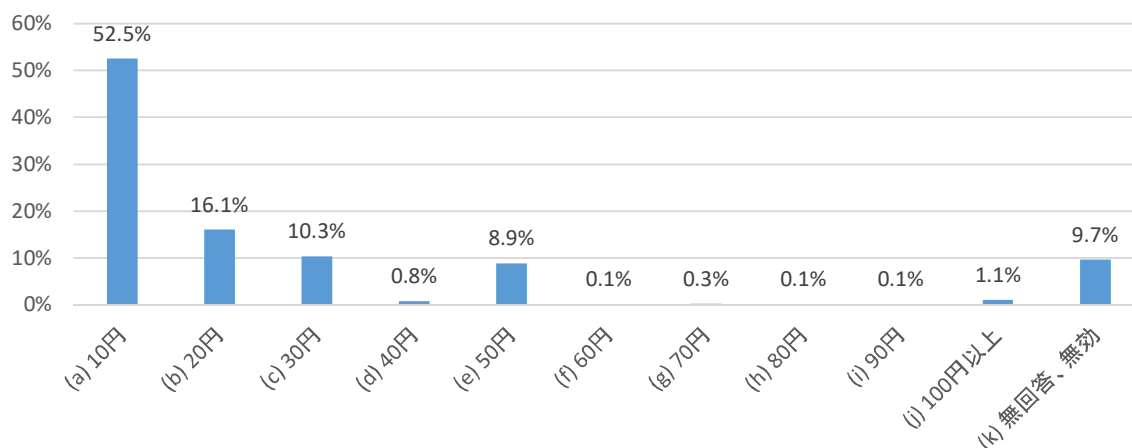
家庭ごみの有料化を行った場合のごみ減量の工夫については、「すると思う。」又は「多分すると思う。」と回答した方は 56.0%で、前回の調査結果と比較して 5.2 ポイント減少しています。

図 2-2-33 家庭ごみ処理有料化した場合のごみ減量の工夫



ごみ減量の意識が働き、かつ、経済的に負担してよいごみ袋 1 枚当たりの金額については、「(a) 10 円」が 52.5%で最も多く、次いで「(b) 20 円」が 16.1%と、安い金額を回答した方が多いですが、「(e) 50 円」と回答した方も 8.9%となっています。

図 2-2-34 家庭ごみ処理有料化した場合のごみ袋 1 枚当たりの金額



（２）総括

前回の調査（平成 26（2014）年 12 月実施）と比較して、「ごみ問題に対する重要度」「ごみの減量化・資源化の取組を行う頻度」「ごみの品目別の分別協力度」の全てで減少しており、ごみ問題に対する意識の低下が懸念されます。

また、身近な環境の良くない点として、ごみの不法投棄やごみ出しマナー等、ごみに関する意見が多かったことや、ルール違反ごみに対する市の対応への要望で「排出者への直接説明」を求める意見や、自由意見では、現在のごみの分別品目に関する疑問点も多かったことから、啓発活動や情報発信に積極的に取り組むとともに、これらの効果的な方法や内容について検討していく必要があります。

第3節 ごみ処理の評価と課題

現計画策定時に設定したごみの減量化及び資源化の目標と現在の状況の比較を行い、課題等についてまとめました。

1. 目標値との比較

(1) ごみ減量化率

平成26(2014)年度実績を基準として、ごみ排出量を中間年度(令和2(2020)年度)までに4%減量し、目標年度である令和7(2025)年度には4%以上の減量を目標としています。平成29(2017)年度には減量化率4%を達成していましたが、直近の令和元(2019)年度実績では2.41%と下回る状況となっています。本市の1人1日当たりのごみ排出量では、平成30(2018)年度以降増加傾向にあり、全国平均と比較して大きく差が開く結果となっています。

図2-3-1 ごみ排出量と減量化率の推移

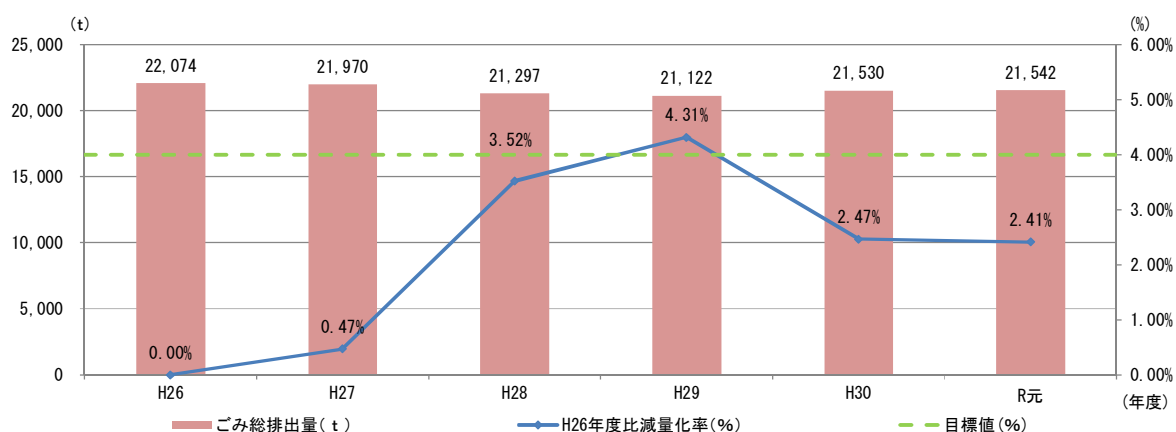
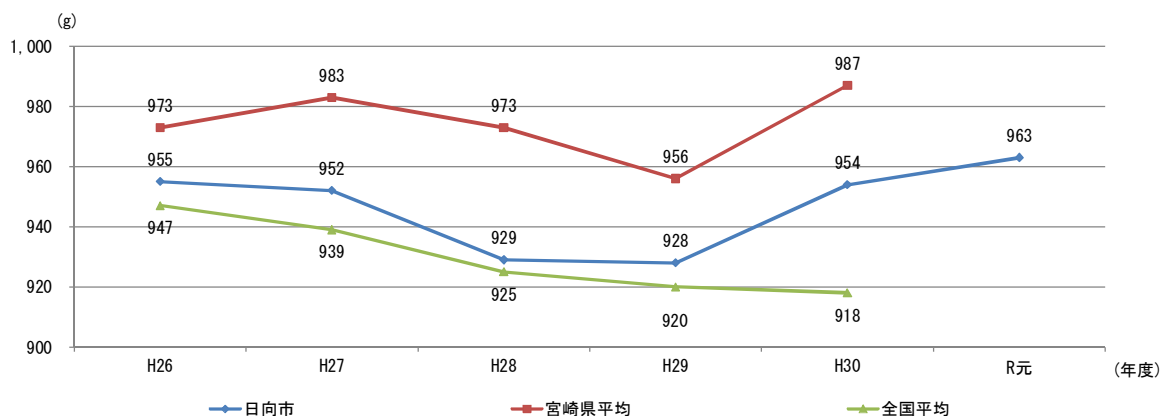


図2-3-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移の比較(g/人・日)



(2) リサイクル率

本計画の策定時点において、リサイクル率の目標値を中間年度までに 25%、目標年度である令和 7（2025）年度には 25%以上と設定しています。以下の図をみると、平成 26（2014）年度からリサイクル率は横ばい、平成 30（2018）年度以降には大きく低下しています。

図 2-3-3 資源化量とリサイクル率の推移

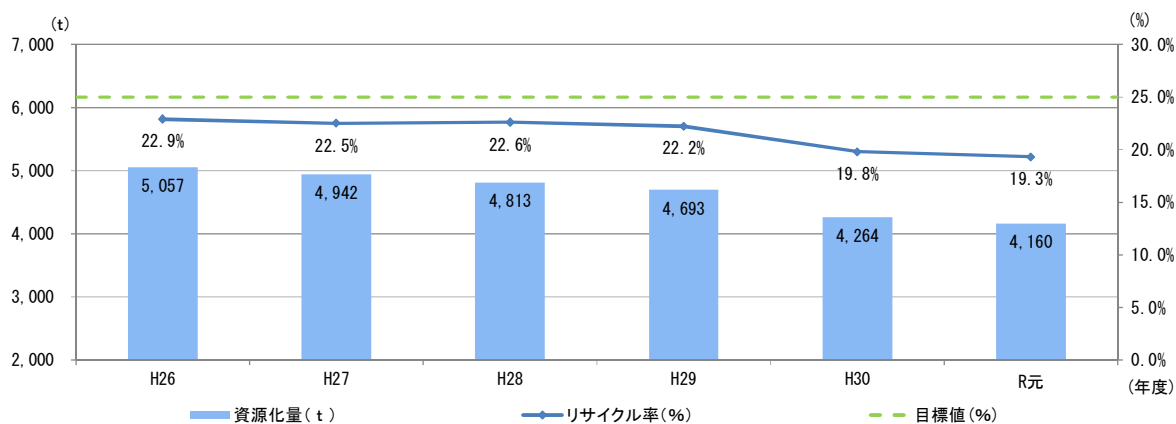
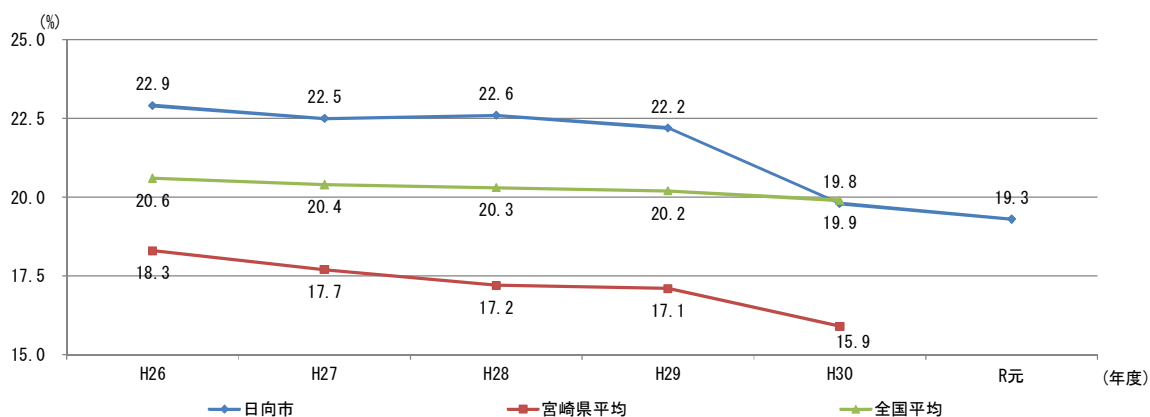


図 2-3-4 リサイクル率の推移の比較 (%)



2. 類似自治体との比較

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、類似自治体の平均値を基準とした比較を行いました。

※類似自治体の条件設定⇒都市形態「都市」・人口規模「人口 40,000 人以上～100,000 人未満」・産業構造「2 次・3 次人口比 95%未満、3 次人口比 55%以上」

本市と類似する全国 107 自治体との指数による比較では、「廃棄物のうち最終処分される割合」の項目で大きく平均を下回っており、「廃棄物からの資源回収率」の項目で良好な数値が表れています。他の項目については、平均値前後の結果となっています。

なお、レーダーチャートの「指数値」は、数値が大きいほど良好な状態を示しています。

図 2-3-5 平成 30（2018）年度実績によるレーダーチャート

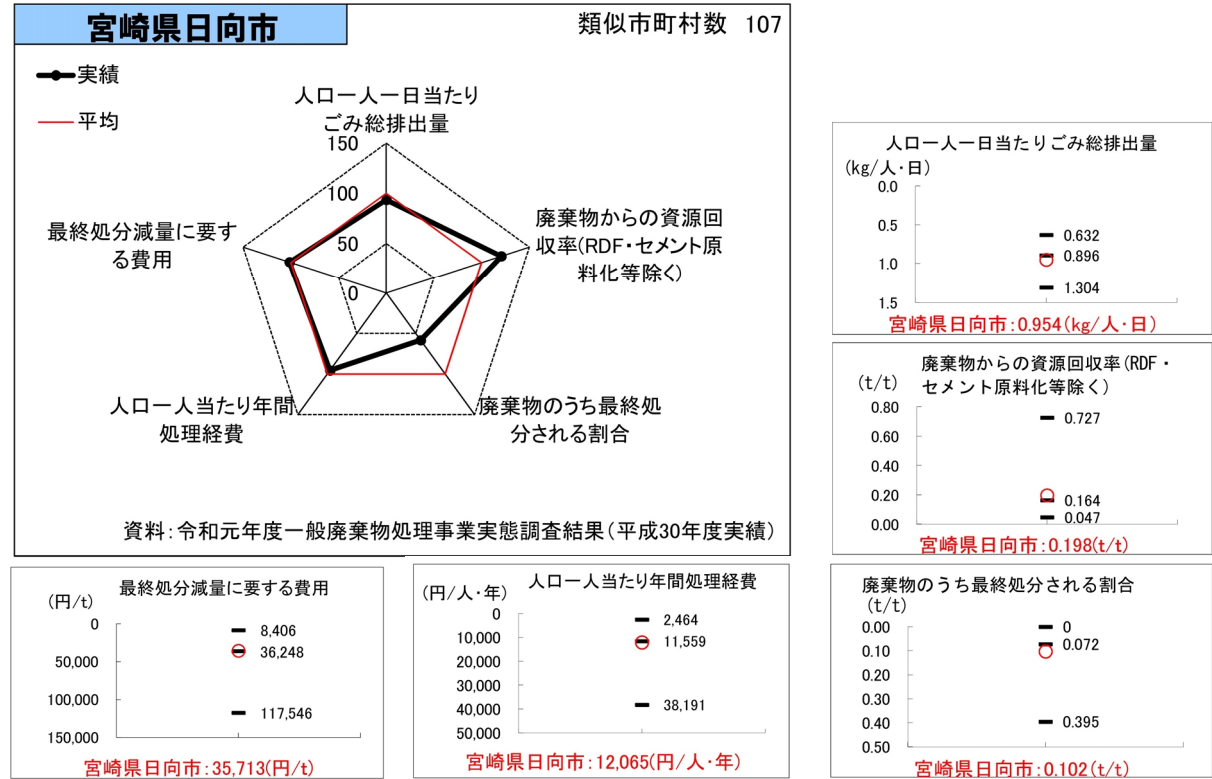


表 2-3-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による結果表

標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率 (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.896	0.164	0.072	11,559	36,248
日向市実績	0.954	0.198	0.102	12,065	35,713
指数値	93.5	120.7	58.3	95.6	101.5

3. 評価と課題

前項の「1. 目標値との比較」で示したとおり、ごみ排出量・リサイクル率のどちらも計画策定時の中間年度目標を下回る現状となっています。直近の令和元（2019）年度実績と平成26（2014）年度実績を比較して、1人1日当たりのごみ排出量は955gから963gの約1%程度の増加となっています。全国的に人口減少の影響もあって、世帯の少人数化と世帯数の増加のため1人1日当たりのごみ排出量は増加する傾向にあると言われています。本市においても例外ではなく、平成26（2014）年から令和元（2019）年度の間に約3%強の人口減少が見られますが、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあります。

また、リサイクル率については、その低下の原因として、平成30(2018)年度以降リサイクルセンターにおける固形燃料（RPF）精製に草木類を使用しなくなったことが挙げられます（平成29(2017)年度草木類の資源化量：542t）。

以上のことから、より効果的なごみ排出抑制、リサイクル率向上の取組を検討していきます。

第3章 ごみ排出量の将来予測

第1節 人口の将来予測

人口の将来予測については、日向市人口ビジョン（令和2（2020）年2月改訂版）に基づく予測及びトレンド法に基づく将来人口予測結果の2つについて検討を行いました。

（1）人口ビジョン等に基づく予測

本市において策定している人口ビジョン等に基づき、将来人口の予測を実施しました。5年ごとの予測結果しか示されていなかったため、予測結果がない年度については、一次回帰式を用いた線形補間を行いました。

（2）トレンド法に基づく予測

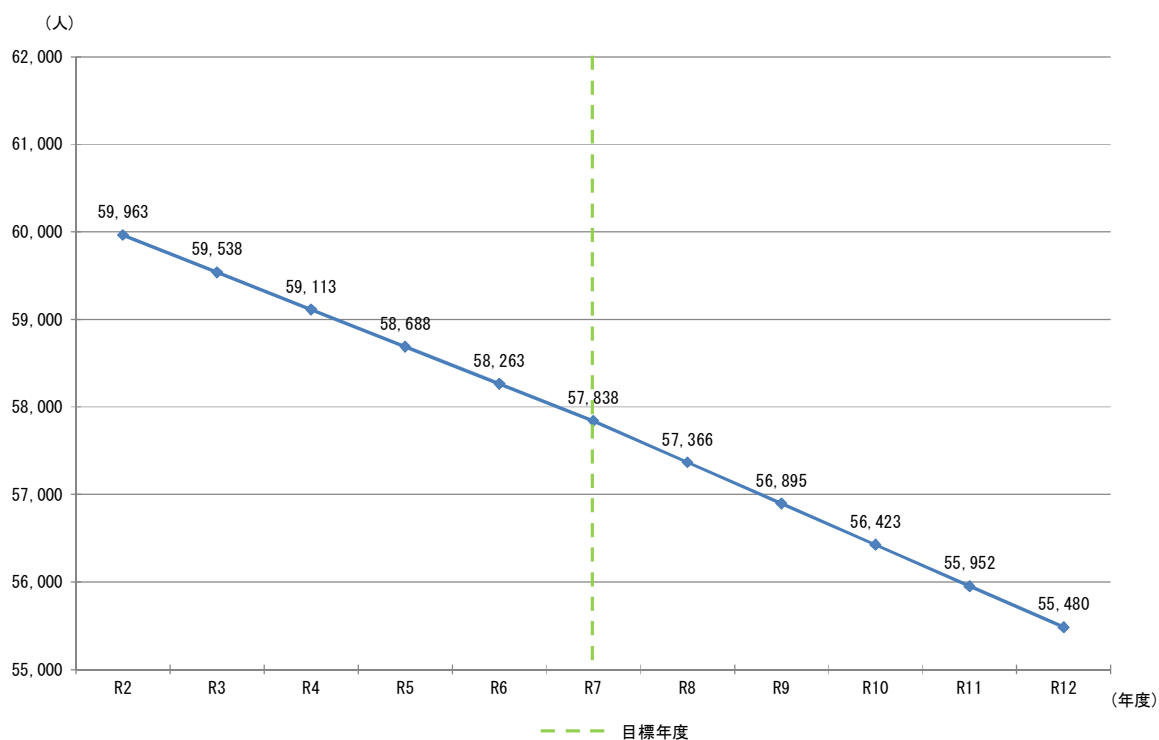
過去の実績数値をもとに、回帰式を用いて将来推計を行う手法であります。将来予測を行う場合の傾向線の種類は①一次回帰、②指数回帰、③対数回帰、④べき乗回帰の4種類とし、増減幅の小さい傾向線を選択しています。実績数値は過去5年分のデータを用いて推計を行いました。

（3）将来予測結果

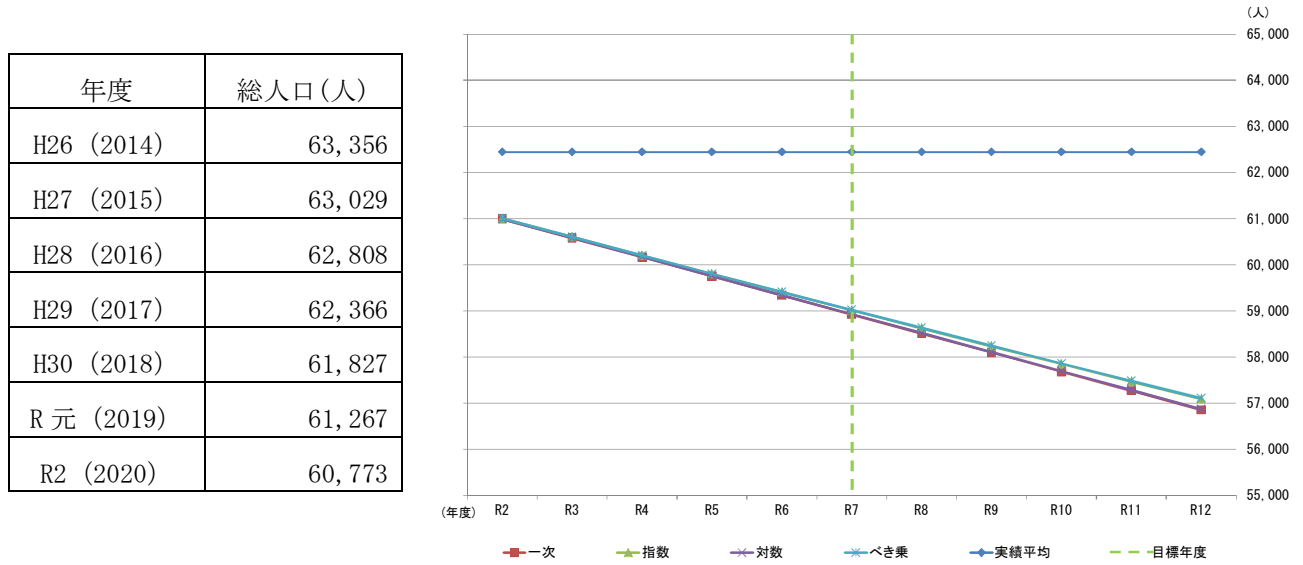
上記（1）及び（2）に基づく将来人口予測結果は、図3-1-1及び図3-1-2に示すとおりです。

なお、予測結果のいずれも将来人口は減少傾向にあります。今回は2030年度における人口の減少度合いが小さいトレンド法の「④べき乗回帰」に基づく予測を用いてごみ排出量等の予測を行います。

図3-1-1 人口ビジョンに基づく将来人口予測



図表 3-1-2 トレンド法による将来人口予測



採用	予測に用いる回帰式		係数 a	係数 b	寄与率 r^2
×	一次回帰	$Y=a*X+b$	-414.0857143	897446.0095	1
×	指数回帰	$Y=a*EXP(b*X)$	40940907621	-0.006641937	0.999913986
×	対数回帰	$Y=a*Ln(X)+b$	-834956.9701	6415728.491	0.999999524
○	べき乗回帰	$Y=a*X^b$	1.12956E+49	-13.39269079	0.999901504

予測結果	一次	指数	対数	べき乗(採用値)	実績平均値
R3 (2021)	60,579	60,599	60,581	60,601	62,442
R4 (2022)	60,165	60,198	60,168	60,201	62,442
R5 (2023)	59,751	59,800	59,755	59,804	62,442
R6 (2024)	59,337	59,404	59,342	59,409	62,442
R7 (2025)	58,922	59,011	58,930	59,018	62,442
R8 (2026)	58,508	58,620	58,518	58,629	62,442
R9 (2027)	58,094	58,232	58,105	58,242	62,442
R10 (2028)	57,680	57,846	57,694	57,859	62,442
R11 (2029)	57,266	57,464	57,282	57,478	62,442
R12 (2030)	56,852	57,083	56,871	57,100	62,442

第2節 ごみ排出量の将来予測

(1) 排出原単位の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、家庭系ごみ量、事業系ごみ量の排出原単位を基本とし、次に示す区分により行いました。予測手法は過去5年分のごみ排出量実績を基に回帰式を用いて将来予測を行う、トレンド手法によるものとししました。採用値は目標年度である令和7（2025）年度において、現状からのごみ排出量の増減幅が最も少ない回帰式によるものを選択することを原則としましたが、いずれの回帰式も適当でないことから過去5年間の実績平均値を選択することとしました。

予測の区分	ごみの種類	単位
家庭系ごみ発生量	収集ごみ、直接搬入ごみ	g / 人・日
事業系ごみ	収集ごみ、直接搬入ごみ	t / 年

＜予測に用いる回帰式＞

- ①一次回帰式 $Y=a \cdot X+b$
- ②指数回帰式 $Y=a \cdot \text{EXP}(b \cdot X)$
- ③対数回帰式 $Y=a \cdot \text{Ln}(X)+b$
- ④べき乗回帰式 $Y=a \cdot X^b$

(2) 年間のごみ排出量の将来予測

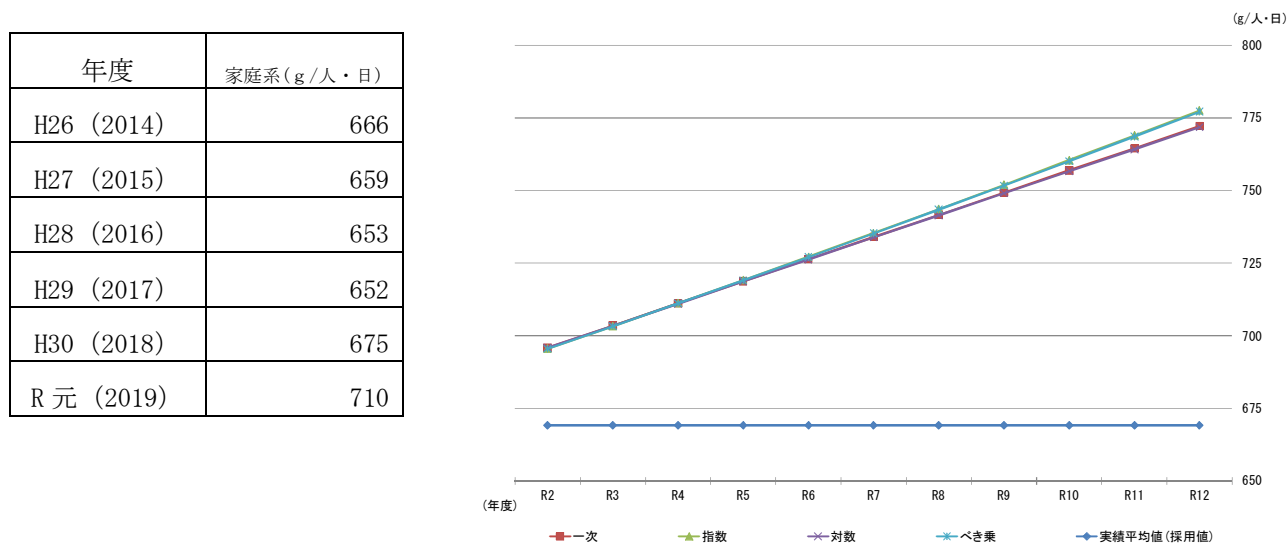
年間のごみ排出量については、家庭系ごみは図表 3-2-1 のとおり、1人1日当たり排出量（g / 人・日）の将来予測を行い、その結果に将来予測人口を乗じて算出しています。事業系ごみは図表 3-2-2 のとおり、年間のごみ排出量（t / 年）で将来予測を行いました。

(3) 将来予測結果

ごみ排出量等の将来予測結果について整理すると、令和7（2025）年度におけるごみ排出量（家庭系、事業系の合計）は 19,323 t / 年 となり、1人1日当たりのごみ排出量は 897 g / 人・日 となる予測となります。令和2（2020）年度以降の〈家庭系ごみ〉及び〈事業系ごみ〉の将来予測については次のとおりです。

1. 家庭系ごみ

図表 3-2-1 家庭系ごみの将来予測 (g/人・日)

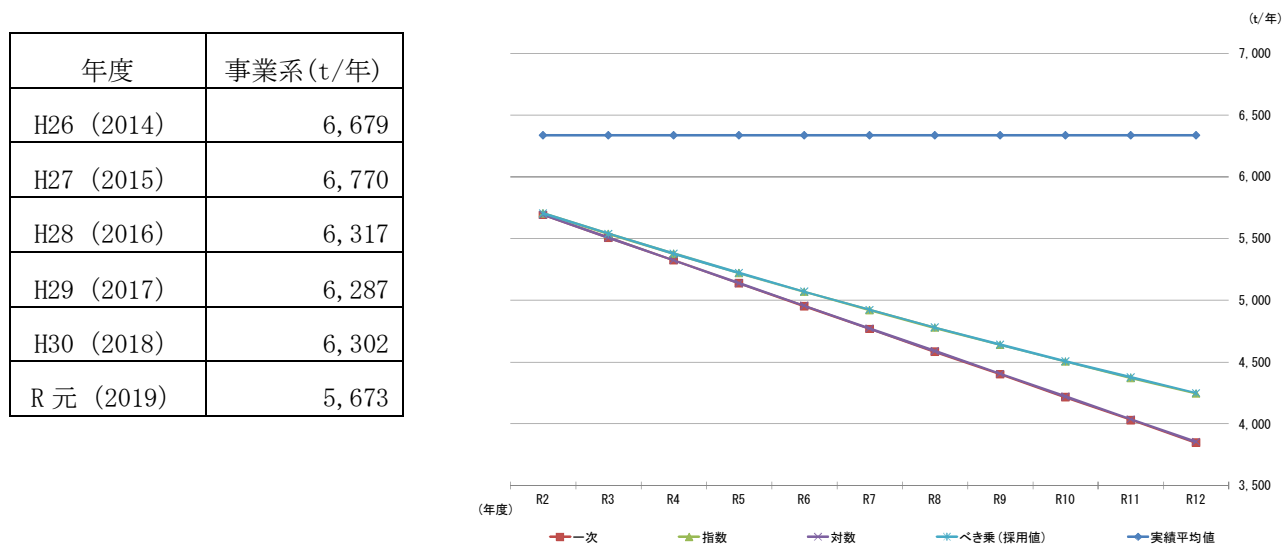


採用	予測に用いる回帰式		係数 a	係数 b	寄与率 r^2
×	一次回帰	$Y=aX+b$	7.628571429	-14713.84762	1
×	指数回帰	$Y=a*EXP(b*X)$	1.14589E-07	0.011151754	0.999913986
×	対数回帰	$Y=a*Ln(X)+b$	15376.79701	-116334.7002	0.999999524
×	べき乗回帰	$Y=a*X^b$	3.49511E-72	22.47834206	0.999901504
○	実績平均値				

予測結果	一次	指数	対数	べき乗	平均値(採用値)
R2 (2020)	696	696	696	695	669
R3 (2021)	703	703	703	703	669
R4 (2022)	711	711	711	711	669
R5 (2023)	719	719	719	719	669
R6 (2024)	726	727	726	727	669
R7 (2025)	734	735	734	735	669
R8 (2026)	742	744	741	743	669
R9 (2027)	749	752	749	752	669
R10 (2028)	757	760	757	760	669
R11 (2029)	765	769	764	769	669
R12 (2030)	772	778	772	777	669

2. 事業系ごみ

図表 3-2-2 事業系ごみの将来予測 (t/年)



採用	予測に用いる回帰式		係数 a	係数 b	寄与率 r^2
×	一次回帰	$Y=a*X+b$	-184.6857143	378756.7429	1
×	指数回帰	$Y=a*EXP(b*X)$	5.26546E+29	-0.029597529	0.999913986
×	対数回帰	$Y=a*Ln(X)+b$	-372385.6348	2839864.332	0.99999524
○	べき乗回帰	$Y=a*X^b$	1.0269E+201	-59.67754191	0.999901504
×	実績平均値				

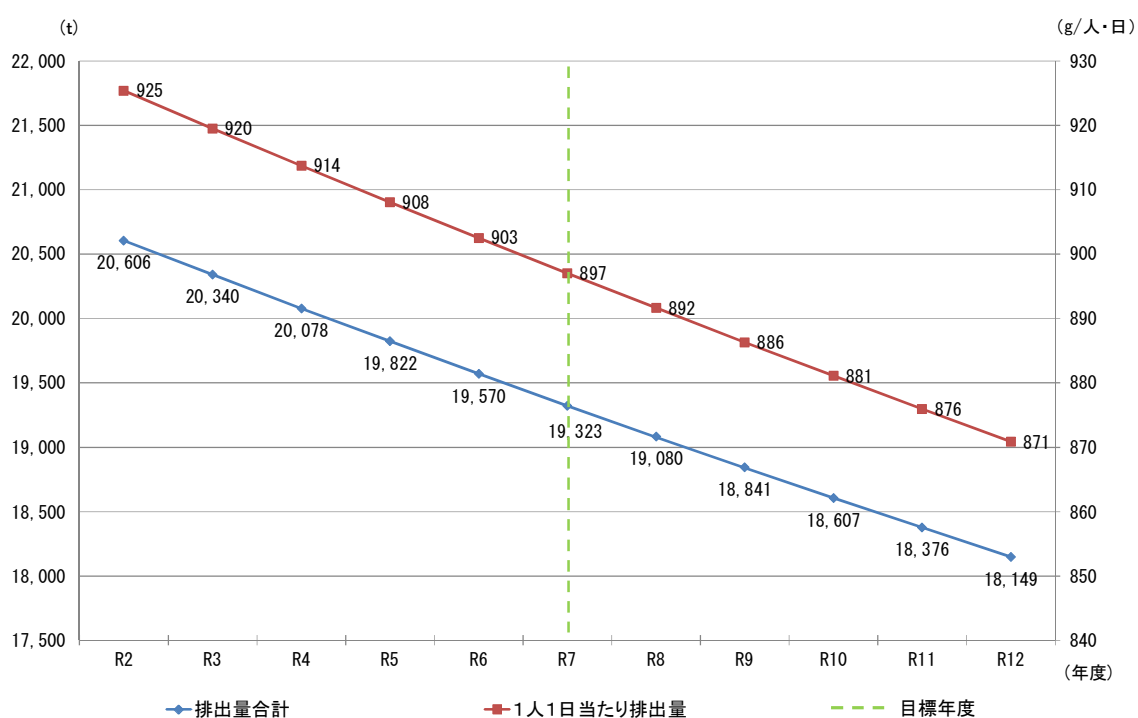
予測結果	一次	指数	対数	べき乗(採用値)	実績平均値
R2 (2020)	5,692	5,705	5,692	5,706	6,338
R3 (2021)	5,507	5,539	5,508	5,540	6,338
R4 (2022)	5,322	5,377	5,324	5,378	6,338
R5 (2023)	5,138	5,220	5,139	5,222	6,338
R6 (2024)	4,953	5,068	4,955	5,070	6,338
R7 (2025)	4,768	4,920	4,771	4,923	6,338
R8 (2026)	4,583	4,777	4,588	4,780	6,338
R9 (2027)	4,399	4,638	4,404	4,641	6,338
R10 (2028)	4,214	4,502	4,220	4,507	6,338
R11 (2029)	4,029	4,371	4,037	4,376	6,338
R12 (2030)	3,845	4,244	3,853	4,249	6,338

3. 将来予測のまとめ

表 3-2-1 日向市ごみ排出量将来予測のまとめ

日向市		人口	家庭系ごみ		事業系ごみ	排出量合計	1人1日当たり排出量
	年度	人	g/人・日	t/年	t/年	t/年	g/人・日
実績	H26	63,356	666	15,395	6,679	22,074	955
	H27	63,029	659	15,200	6,770	21,970	955
	H28	62,808	653	14,980	6,317	21,297	929
	H29	62,366	652	14,835	6,287	21,122	928
	H30	61,827	675	15,228	6,302	21,530	954
	R1	61,267	710	15,868	5,673	21,541	963
	R2	60,773	669	14,800	5,706	20,506	924
予測	R3	60,470	669	14,800	5,540	20,340	922
	R4	60,046	669	14,700	5,378	20,078	916
	R5	59,626	669	14,600	5,222	19,822	911
	R6	59,208	669	14,500	5,070	19,570	906
	R7	58,794	669	14,400	4,923	19,323	900
	R8	58,383	669	14,300	4,780	19,080	895
	R9	57,975	669	14,200	4,641	18,841	890
	R10	57,570	669	14,100	4,507	18,607	885
	R11	57,168	669	14,000	4,376	18,376	881
	R12	56,769	669	13,900	4,249	18,149	876

図 3-2-1 日向市ごみ排出量将来予測のまとめ



第4章 ごみ処理の基本方向

第1節 基本方針と目標値の見直し

1. 計画の将来像

将来像 「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の実現」

近年、地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性の減少等、地球規模での環境問題が深刻化し、私たちの身近な地域環境にも大きな影響を及ぼしつつあることから、その対策の一つとして、ごみの発生抑制や循環資源の利用等の取組により、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」の実現が求められています。

また、国内では、少子高齢化が急速に進行することで、人口減少による地域社会の衰退が懸念されており、地方創生に向けた様々な取組が行われていますが、地域活性化と持続可能な地域づくりにつながる効果的な手段の一つとして、環境保全の取組が期待されています。

このため、本市においても、環境保全を確保しつつ地域の特性にあった循環システムを形成し、地域の絆づくりと活性化にもつながる取組を進めていく必要があります。

そこで、本市の環境政策の基本理念の一つである「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承すること。」に基づき、本計画の将来像を「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の実現」として、将来にわたって健全で持続可能な地域社会づくりを目指していきます。



2. 基本方針

将来像で示した本市のあるべき姿を実現していくため、次の3つを基本方針とします。

基本方針1 「4Rによるごみの減量化・資源化の推進」

本市では、ごみの減量化・資源化は着実に進んでいますが、循環型社会の実現のためには更なる取組が必要です。そのため、これまでの施策を継続して取り組むとともに、宮崎県の推進する4Rのうち、優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組や、「生ごみ」や「機密文書等の資源化可能な古紙類」等の減量化・資源化への取組を推進します。

■「4R」とは、次の4つのRの頭文字です。

- ①Refuse（リフーズ）・・・ごみになるものは買わない・断る（発生抑制）
 - ②Reduce（リデュース）・・・ごみの量を減らす。（発生抑制）
 - ③Reuse（リユース）・・・まだ使えるものは、工夫して再度使う。（再使用）
 - ④Recycle（リサイクル）・・・再生できるものは資源として再利用する。（再生利用）
- このうち、ごみの発生自体を抑制する②リデュースと、いったん使用された製品や容器等を再び使用する③リユースは、優先順位が高いものの取組が遅れていることから、国では特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称しています。

基本方針2 「安全・安心で安定したごみ処理の推進」

安全で適正なごみ処理を行うため、市民・事業者にもルールを遵守した排出を求めるとともに、効率的で安定した収集・運搬・中間処理・最終処分までの実施体制を継続できる取組を行います。

また、クリーンステーションの適正管理や、不法投棄対策を進めるとともに、高齢化・要介護・在宅医療世帯の増加等、社会状況の変化と市民の要望に応えられる、安心できめ細やかなサービスの提供へ向けた取組も推進します。

基本方針3 「環境学習と協働の取組の推進」

ごみ処理に関する情報を幅広い世代に提供するため、家庭や地域・学校・職場等、あらゆる場面で学べる機会を設けていきます。

また、市民団体や自治会、事業所等とも連携した、循環型社会の実現に向けた協働の取組を推進します。

3. 目標値の見直し

(1) 減量化・資源化目標

第3章の評価と課題の整理及び排出量の将来予測、国・県等の関連計画の目標及び本市の現状を踏まえ、本計画最終年度（令和7（2025）年度）の目標値を次のとおり見直します。

減量化目標

1人1日当たりのごみ排出量を9%以上減量します。

※令和元(2019)年度比

資源化目標

リサイクル率を25%以上とします。

(2) 目標値見直しの考え方

本計画の目標値を設定するに当たり、関連する国及び宮崎県、広域連合の一般廃棄物の減量化に係る成果指標等を参考にしました。

本計画策定時は＜年間の総排出量＞を基準とした減量目標（平成26（2014）年度比-4%）を掲げていましたが、国で策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」等に合わせ、＜1人1日当たりの排出量＞を減量目標の対象として新たに見直しています。具体的には令和7（2025）年度までに1人1日当たり 876g以下に減量させることを目標としています。

さらに、広域連合のごみ処理基本計画（令和2（2020）年3月策定）中における本市の1人1日当たりのごみ排出量の目標値は、令和6（2024）年度までに878g以下まで減量（平成30（2018）年度比で-8%）させることと設定されているため、先に述べた第3章の将来人口、ごみ排出量の予測も踏まえて、それらを上回る結果を見据えています。

また、資源化目標については、第1節ごみ処理の評価と課題で示したとおり、中間年度での目標達成に至らなかったことから、策定時と同じ目標値「令和7（2025）年度までにリサイクル率25%以上」を再度設定することとしました。

<参考：国・県の目標値>

■環境省：第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の減量化目標

項目	令和 7（2025）年度目標
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850 g / 人・日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440 g / 人・日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万 t

出典：循環型社会形成推進基本計画（平成 30（2018）年 6 月）

■環境省：廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化目標

指標	令和 2（2020）年度目標値
排出量	平成 24（2012）年度に対し、約 12%削減
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量	500 g / 人・日
再生利用率	平成 24（2012）年度（約 21%）から約 27%に増加
最終処分量	平成 24（2012）年度に対し、約 14%削減

出典：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13（2001）年 5 月環境省告示第 34 号）平成 28（2016）年 1 月 21 日改正 環境省告示第 7 号

■宮崎県：一般廃棄物の減量化等の目標値

	単位	現況地 (平成 30 (2018) 年度)	目標値 (令和 2 (2020) 年度)
1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量	g / 人・日	956	930
一般廃棄物の再生利用率	%	17.1	25
一般廃棄物の最終処分率	%	11.3	11

出典：宮崎県環境計画（平成 28（2016）年 3 月）

（3）目標達成時のごみ排出量予測

目標達成時におけるごみ排出量と処理処分量は、次のとおりです。（表 4-1-1）

表 4-1-1 目標達成時のごみ排出量と処理処分量

	項目	単位	実績	予測値					
			R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
人口	行政区域内人口	人	61,267	60,773	60,470	60,046	59,626	59,208	58,794
	計画収集人口	人	61,267	60,773	60,470	60,046	59,626	59,208	58,794
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量	家庭系ごみ排出量小計	t/年	15,869	15,550	15,186	14,853	14,509	14,223	13,848
	家庭系収集ごみ量小計	t/年	12,615	12,361	12,072	11,808	11,534	11,307	11,009
	燃やせるごみ	t/年	9,585	9,392	9,173	8,972	8,764	8,591	8,365
	燃やせないごみ	t/年	340	333	325	318	310	304	296
	資源ごみ	t/年	2,690	2,636	2,574	2,518	2,460	2,411	2,347
	古紙類	t/年	1,273	1,247	1,218	1,191	1,164	1,141	1,111
	古布類	t/年	174	170	166	163	159	156	152
	あきびん	t/年	305	299	292	285	279	273	266
	缶類	t/年	164	161	157	154	150	147	143
	ペットボトル	t/年	161	157	154	150	147	144	140
	プラスチック製容器包装	t/年	604	592	578	565	552	541	527
	その他	t/年	10	10	9	9	9	9	8
	家庭系直接搬入ごみ量小計	t/年	3,254	3,189	3,114	3,046	2,975	2,917	2,840
	燃やせるごみ	t/年	1,600	1,568	1,531	1,498	1,463	1,434	1,396
	燃やせないごみ	t/年	867	850	830	812	793	777	757
	資源ごみ	t/年	787	771	753	737	720	705	687
	事業系ごみ排出量合計	t/年	5,673	5,559	5,429	5,310	5,187	5,085	4,951
	事業系収集ごみ量小計	t/年	4,178	4,094	3,998	3,911	3,820	3,745	3,646
	燃やせるごみ	t/年	4,163	4,079	3,984	3,897	3,806	3,731	3,633
	燃やせないごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1
	資源ごみ	t/年	14	14	13	13	13	13	12
	事業系直接搬入ごみ量小計	t/年	1,495	1,465	1,431	1,399	1,367	1,340	1,305
	燃やせるごみ	t/年	1,492	1,462	1,428	1,397	1,364	1,337	1,302
	燃やせないごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1
	資源ごみ	t/年	2	2	2	2	2	2	2
ごみ排出量合計		t/年	21,542	21,109	20,615	20,164	19,696	19,308	18,799
1人1日当たりのごみ排出量		g/人・日	963	949	934	920	905	891	876

焼却施設	搬入量(燃やせるごみ)	t/年	16,840	16,502	16,116	15,763	15,397	15,094	14,696
	焼却施設処理量	t/年	16,863	16,524	16,138	15,784	15,418	15,115	14,716
	直接焼却量	t/年	16,840	16,502	16,116	15,763	15,397	15,094	14,696
	他施設からの可燃残さ焼却量	t/年	23	23	22	22	21	21	20
	生成物(焼却残さ埋立量)	t/年	1,735	1,700	1,660	1,624	1,586	1,555	1,514
ごみ燃料化施設	搬入量(資源ごみ)	t/年	0	0	0	0	0	0	0
その他の資源化等を行う施設	搬入量	t/年	4,702	4,607	4,499	4,401	4,299	4,214	4,103
	燃やせないごみ	t/年	1,209	1,184	1,157	1,131	1,105	1,083	1,055
	資源ごみ	t/年	3,493	3,423	3,343	3,270	3,194	3,131	3,048
	処理量	t/年	4,702	4,607	4,499	4,401	4,299	4,214	4,103
	生成物 可燃残さ	t/年	23	23	22	22	21	21	20
	生成物 不燃残さ	t/年	401	393	384	375	366	359	350
ごみ処理量合計(可燃残さ焼却量は含まない)		t/年	21,542	21,109	20,615	20,164	19,696	19,308	18,799
資源化量合計		t/年	4,160	4,250	4,340	4,430	4,520	4,610	4,700
リサイクル率		%	19.3%	20.1%	21.1%	22.0%	22.9%	23.9%	25.0%
最終処分量合計		t/年	2,136	2,093	2,044	1,999	1,953	1,914	1,864
	焼却残さ最終処分量	t/年	1,735	1,700	1,660	1,624	1,586	1,555	1,514
	不燃残さ最終処分量	t/年	401	393	384	375	366	359	350
最終処分率		%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%

※小数点以下の端数処理のため小計及び合計が一致しない箇所があります。

第2節 目標実現に向けた施策

1. 施策の評価

本計画の将来像の実現に向けて基本方針として定めた以下の施策を評価し、今後の方向を検討します。

表 4-3-1 前期計画の施策体系と評価

基本方針	施策の方向性	施策の内容	評価
基本方針1 「4Rによるごみの減量化・資源化の推進」	(1) 発生抑制・再使用の推進	①生ごみの減量化の推進	△
		②2Rの推進	○
		③事業系ごみ減量化の推進	○
		④ごみ処理有料化の検討	×
	(2) リサイクルの推進	①資源回収事業の推進	○
		②古紙類リサイクルの推進	○
		③草木リサイクルの推進	△
基本方針2 「安全・安心で安定したごみ処理の推進」	(1) ごみの適正処理の推進	①排出マナー向上の促進	○
		②事業系ごみ適正処理の推進	○
		③不法投棄防止対策の実施	○
	(2) 安全で適正な処理体制の構築	①効率的で安全な収集運搬体制の整備	○
		②適切な中間処理体制の維持	○
		③最終処分場の安定的な確保	○
基本方針3 「環境学習と協働の取組の推進」	(1) 情報提供と環境学習の充実	①情報提供の充実	○
		②環境学習の機会確保	○
	(2) 協働の取組の展開	①市民との連携による取組の促進	○
		②事業者による自主的な取組の促進	○

凡例) ○：実施済み・効果あり △：実施中だが課題あり ×：未実施・実施困難

2. 施策の見直しと展開

既存の施策を引き続き実施することを基本とし、必要な部分を見直します。

基本方針1 「4Rによるごみの減量化・資源化の推進」

(1) 発生抑制・再使用の推進

①生ごみの減量化の推進

- 現在排出されている燃やせるごみのうち、約40～50%が「生ごみ（厨芥類）」であることがわかっています。ごみの総排出量削減のために最も効果的であるのが生ごみの減量化です。そのため、当初計画で掲げられていた、コンポスト等の生ごみ処理器の無償貸与を継続します。それに加え、他自治体の生ごみ減量化の取組や堆肥化等のリサイクル施策の研究を行います。費用対効果の検証を入念に実施し、本市での施策の導入を検討します。同時に、生ごみの水切り・ひと絞り、食品ロスの削減についても、より積極的な広報活動に取り組みます。

②2Rの推進

- 市民・事業者・行政、それぞれの主体が連携して2R（リデュース・リユース）の取組を推進し、容器包装ごみの排出抑制に取り組みます。令和2(2020)年7月からのレジ袋有料化に伴って、エコバッグの持参についても積極的にPRすることで“環境にやさしい買い物”を推進します。
- リユースについての市民意識の向上を図るため、マイボトルの使用等、ごみの発生抑制のために簡単で効果的な手法を市の広報やイベント等を通じて啓発・普及を行います。
- リターナブルびんの店頭回収の利用を推進するとともに、各種イベントで使用される食器については、繰り返し使用のできるリユース食器の使用を促進する等、廃棄物の発生抑制を図ります。

③事業系ごみ減量化の推進

- 多量のごみを排出する事業者に対して、減量化・資源化を促すための基準や指導體制を確立するための施策や条例の整備を検討します。

④ごみ処理有料化の検討

- ごみ処理の有料化は、ごみ排出抑制に一定の効果があると言われており、本市においても検討を進めていました。有料化の導入によって市民負担の公平性の確保などが見込めますが、逆に不法投棄が増加するなどのデメリットも存在することがわかっています。現在のところ、市民意識や社会情勢を考慮しますと、ごみ処理有料化は困難な状況にあると思われます。しかし、今後ごみ排出量の著しい増加などがあれば再検討の必要性があると言えます。

（２）リサイクルの推進

①資源回収事業の推進

- 可能な限り資源化を図り、焼却及び埋立処分されるごみを極力削減するため、現在の5種12品目（第2章 第1節 表2-1-1）による資源回収事業を継続し、中間処理後の残さで資源化可能なものは積極的に資源化を行います。
- 生ごみの堆肥化や毛布の資源化等の新たな品目の資源化の可能性や、焼却灰の有効利用について調査研究を行います。
- 資源物の円滑なリサイクルを図るため、プラスチック製容器包装、ペットボトル、あきびん等については不適合物の混入を抑制し品質を確保するための取組を行います。
- 資源回収事業を円滑に行うため実施地区に対する支援を継続するとともに、集積所からの資源物等の持ち去りを防止するため、定期的なパトロールを行い、資源化の推進及び安心・安全なごみ出し環境の確保に努めます。

資源物の持ち出しの様子



②古紙類リサイクルの推進

- 事業者に対し、市が行う文書リサイクルの取組内容について周知・普及に努め、資源化可能な古紙類の搬入規制等も検討しながら古紙類の一層の資源化を図ります。
- 市庁舎から排出される資源化可能な文書（シュレッダー紙を含む。）について分別排出及び資源化処理等の取組を市が率先して推進します。

文書の細断処理



③草木リサイクルの推進

- 草木類については、第2章第3節で述べたとおり、平成30(2018)年度以降ひゅうがリサイクルセンターでの固形燃料（RPF）精製の原料として草木類を使用しなくなったため、リサイクル率が著しく低下しています。これに対し、当初計画に記載のあったように、剪定枝粉碎機等の機材を各家庭、又は自治会単位で貸し出しができる制度の導入や草の堆肥化の取組等について、順次各種施策を検討し、実施していく中で、草木類リサイクルの推進、排出量の削減を進めていきます。

基本方針2 「安全・安心で安定したごみ処理の推進」

(1) ごみの適正処理の推進

①排出マナー向上の促進

- 適正な分別排出を促すために、分別ルールを守られていない世帯への戸別訪問を継続して行うとともに、ごみ減量化推進員や集合住宅の管理会社と連携・協力して、不適正排出を防止する対策を講じ、分別の徹底を図るための施策や条例の整備についても検討していきます。
- 市民の分別意識の状態を把握し、ごみの減量化・資源化の新たな施策立案の基礎資料等とするため、集積所における排出段階のごみについて組成を調査します。

ごみの組成調査



②事業系ごみ適正処理の推進

- 事業系ごみについては、ごみ処理施設に搬入する収集車の内容物検査（展開検査）、排出事業者及び許可業者への立入検査等を継続して行い、適正な処理を推進するとともに、産業廃棄物の混入については受入をしない等の取組を強化します。
- 許可業者の担当者向けの講習会の実施、排出事業所への出前講座等を通じて、ごみの減量化、資源化について積極的に啓発活動を行います。

事業系ごみの展開検査



③不法投棄防止対策の実施

- 不法投棄の多発地域への重点的なパトロールを行うとともに、啓発用看板の設置、関係機関と協力して、監視カメラの設置や夜間監視パトロールの検討等の監視体制の強化や、ポイ捨て等の禁止・罰則等の検討等、積極的に不法投棄の防止対策を講じます。
- ごみ減量・リサイクル推進週間に行う市役所市民ホールにおけるロビー展を開催し、不法投棄撲滅の啓発活動を行います。

（２）安全で適正なごみ処理体制の構築

①効率的で安全な収集・運搬体制の整備

- ごみの収集・運搬を確実に実施するため、安全性と安定性を確保しながら、効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。
- 収集・運搬業務における事故等の防止のため、安全・衛生管理の維持に努めます。
- 在宅医療廃棄物の適正処理を推進するため、関係機関と連携して周知・啓発を図ります。
また、新型コロナウイルス等感染症に配慮し、廃棄物を介した感染防止に徹底して取り組みます。
- ごみの排出方法や排出容器、収集回数等、効率的で市民のニーズに対応した収集サービスの充実を図ります。
- 高齢や要介護状態によるごみ等の排出が困難な世帯に対する、まごころ収集を行うとともに、対象世帯の粗大ごみ収集等のサービス拡充も検討します。
- クリーンステーションの管理を支援するため、散乱防止ネットの無償貸与、啓発看板等の作成・設置を行います。

家庭系ごみの収集作業



②適切な中間処理体制の維持

- 焼却施設を運営する広域連合、燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設を運営する民間業者、その他の関係機関とも連携しながら、施策の実施状況に応じた適切な処理体制の維持に努めます。

指定法人による排出されたペットボトルの検査



③最終処分場の安定的な確保

- ごみの減量化・資源化の推進により、焼却灰や不燃性残さを減らすことで最終処分場の延命化を図ります。
- 処分場周辺の生活環境を保全するため、施設の適正な維持管理に努めます。
- 将来的な処分場の確保については、広域連合及び関係機関とも連携して取り組んでいきます。

埋立が進む最終処分場（第４期埋立地）



基本方針3 「環境学習と協働の取組の推進」

(1) 情報提供と環境学習の充実

①情報提供の充実

- 市の広報やホームページを積極的に活用し、ごみやリサイクルに関する情報を分かりやすく提供するとともに、内容をできるだけ豊富なものとするように努めます。
- 資源物・ごみの適正排出を支援するため、「適正処理ガイドブック」の配布、スマートフォン・タブレット利用者への「日向市公式アプリ」の配信等、様々な媒体を通じた情報提供の充実に努めます。



②環境学習の機会確保

- 出前講座・施設見学・職業体験学習等を継続して行い、幼児から高校まで各年代における環境学習を充実するとともに、幅広い年齢層が身近なところで環境学習の機会を得られるよう、自治会や事業所においてもこれらの取組を推進します。

学校での出前講座



(2) 協働の取組の展開

①市民との連携による取組の促進

- 自治会や市民団体等と積極的に連携し、環境保全及び循環型社会構築の取組を促進するとともに、その自主的な活動を支援します。

②事業者による自主的な取組の促進

- 事業者のごみの減量化・資源化に向けた自主的な取組を促進するため、取組状況の把握を行うとともに優良事業者の紹介や表彰等、事業者の環境意識の向上につながる効果的な制度の導入を検討します。

ごみ減量化推進員の研修会



3. 各主体の役割

ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するためには、市民・事業者・行政が連携・協力して持続的に取り組む必要があります。このため、市の施策に対し市民と事業者に期待される役割を以下にまとめました。

(1) 市民に期待される役割

①「4 Rによるごみの減量化・資源化の推進」に関すること

- 「食材を買い過ぎず・使い切る・食べ切る」ことの
実践（30・10（さんまる・いちまる）運動をはじめと
した食品ロス削減への取組）
- 「生ごみの水切り・ひとしぼり」の実践
- 生ごみ処理器や堆肥化容器の活用
- 使い捨て商品ではなく、詰め替え可能な商品や繰り
返し使用可能な容器を用いた商品の選択
- レンタル、リース、中古品の活用
- 資源物の分別区分・品目、排出方法・容器・場所・
日時等の排出ルールへの順守
- リターナブルびん（ビールびんや牛乳びん等）の店頭回収の利用
- 古紙類、草木リサイクルへの協力

家庭ごみに混入していた未開封の食品



②「安全・安心で安定したごみ処理の推進」に関すること

- ごみの分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時等の排出ルールへの順守
- 排出禁止物（家電リサイクル法対象物等）の適正な処理
- ポイ捨ても含めたごみの不法投棄防止対策への協力
- 新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止の取組（ごみ袋をしっかりと縛って封をする等）

③「環境学習と協働の取組の推進」に関すること

- ごみ・環境問題への関心と理解の向上
- 市の提供する情報（広報やガイドブック等）の活用や環境学習（出前講座等）への参加
- 自治会や市民団体、事業者等が行う環境活動への参加

(2) 事業者期待される役割

①「4 Rによるごみの減量化・資源化の推進」に関すること

- ごみの排出を抑制するため、製造業における原材料の選択や製造工程の工夫等の取組
- 過剰包装を抑制するため、製造・加工・販売等に際して、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造・販売

- リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- 環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の使用促進と使い捨て品の使用抑制
- 食品廃棄物の排出を抑制するため、食品小売業における販売方法の工夫や外食産業における食品ロス削減につながる取組
- 事業系ごみの減量化に向けた自主的な取組と市の施策への協力
- 事業系ごみに含まれる資源物の分別の徹底
- 機密文書を含む資源化可能な文書の資源化への協力

②「安全・安心で安定したごみ処理の推進」に関すること

- 排出事業者における事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理の実施
- 処理業者における適正な収集運搬及び処理の実施と安全性・安定性の確保
- 処理業者における処理体制の整備と施設等の維持管理の徹底
- 排出事業者及び処理業者の市の施策への積極的な協力
- 新型コロナウイルス等感染症について、従業員に対する徹底した感染防止策の指導、普及啓発

③「環境学習と協働の取組の推進」に関すること

- 事業活動における環境配慮の自主的な取組の推進
- ごみ・環境問題に対する意識の向上・定着を図るための従業員研修等の実施
- 環境に関する研修会や講習会への参加
- 事業者が有するごみ処理・環境保全技術や関連施設の情報提供、人材の派遣等を通じた地域の環境学習の推進への協力
- 市や市民が行う地域の環境保全活動への参加・協力

市主催の事業者向けセミナー



第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

基本方針2「安全・安心で安定したごみ処理の推進」に関する基本的事項を以下に示します。

なお、各事項の詳細については、各年度のごみ処理実施計画及び分別収集計画で定めることとします。

1. 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うためには必要不可欠なものです。このため、安全性と安定性を確保しながら、効率的な収集体制の整備に努めるとともに、市民のニーズに対応した収集サービスの充実を図ります。

(1) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分

ごみの種類及び分別区分について、当面は本計画の「第2章第1節ごみ処理の体制」で示した種類及び区分を継続しますが、制度変更や資源化品目の拡充等、ごみの減量化・資源化の施策に合わせて必要に応じ追加・変更するものとします。

(2) 収集・運搬量

将来的な収集・運搬量の見込みを表4-3-1に示します。

表4-3-1 収集・運搬量の見込み(単位：t)

区分	R元(2019)年度(実績値)			R7(2025)年度		
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物
家庭系	11,185	1,207	3,477	9,761	1,053	3,034
市収集	9,585	340	2,690	8,365	296	2,347
直接搬入	1,600	867	787	1,396	757	687
事業系	5,655	2	16	4,935	2	14
許可収集	4,163	1	14	3,633	1	12
直接搬入	1,492	1	2	1,302	1	2
合計	16,840	1,209	3,493	14,696	1,055	3,048

(3) 収集・運搬体制

収集・運搬体制について、当面は本計画の「第2章第1節ごみ処理の体制」で示した体制及び方法並びに次に示した市による定期収集(表4-3-2)と許可業者による収集・運搬(表4-3-3)及び排出者による直接持込み(表4-3-4)と排出禁止物の収集・運搬(表4-3-5)の方法等を継続しますが、収集・運搬量の見込み、法令等の改正・社会情勢の変化、制度・施策の変更、市民ニーズへの対応等、必要に応じて変更するものとします。

①市による定期収集（家庭系ごみ）

表 4-3-2 市による定期収集の方法

ごみの種類及び分別区分	収集回数	収集等の方法
燃やせるごみ	週 2 回	指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
燃やせないごみ 有害物	月 1 回	指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
プラスチック製容器包装	週 1 回	指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
古紙類	月 2 回	ひもで十字にしばったもの又は紙袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車又はトラックにより収集します。
古布類	月 2 回	ひもで十字にしばったもの又は指定袋に収納して集積所に排出されたものをトラックにより収集します。
あきびん	月 2 回	市が集積所に設置するコンテナ（東郷町域は指定袋）に排出されたものをトラックにより収集します。
ペットボトル	月 2 回	指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
缶類	月 2 回	指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。

※指定袋：市条例に規定する指定袋。（容量が 15～45ℓ、厚さが 0.025 mm以上の完全透明袋）

②許可業者による収集・運搬

表 4-3-3 許可業者による収集・運搬の方法等

ごみの種類	収集等の方法
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ)	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、表2-1-1と同様とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
事業系ごみ (あわせ産廃を含む)	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、家庭系ごみと同様とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
地域清掃ごみ	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
イベントごみ	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、一般廃棄物は家庭系ごみと同様、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別し、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
側溝汚泥※	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。

※側溝汚泥：道路側溝に堆積した泥状物であって、自治会等が主体となり実施した清掃活動で発生したものに限りします。

③排出者による直接持込

表 4-3-4 排出者による直接持込の方法

ごみの種類	持込の方法
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ)	分別区分は、表2-1-1を適用し、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
事業系ごみ (あわせ産廃を含む)	分別区分は、家庭系ごみと同様とし、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
地域清掃ごみ※	分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物とし、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
イベントごみ	分別区分は、一般廃棄物は家庭系ごみと同様、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別し、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。

※地域清掃ごみ：公共の場所等のボランティア清掃で、実施主体自ら処理施設に持ち込むことが困難な場合に限り、事前協議のうえ市が収集・運搬することができるものとします。

④排出禁止物等の収集・運搬

排出禁止物（表4-3-5）については、排出者が購入した販売店又は処分業許可業者、もしくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとします。また、在宅医療廃棄物のうち、以下に示すものは、処方された医療機関・調剤薬局へ返却するものとします。

表 4-3-5 排出禁止物の種類

ごみの種類	品目の例
家電リサイクル法対象物	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、保冷库、冷温庫
資源有効利用促進法対象物	小型充電式電池
広域認定制度対象物	二輪車(バイク)、FRP船、消火器、火薬類、自動車用・二輪車用鉛蓄電池
タイヤ	自動車用タイヤ、二輪車(バイク)用タイヤ
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物（廃棄物処理法第2条第3項に規定するもの）
在宅医療廃棄物	注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利なもの、又は注射筒等の注射針を伴う医療器具
有害性・爆発性・引火性のあるもの（特別管理一般廃棄物を除く）	劇物、毒物、農薬等の有害性のあるもの、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のあるもの、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のあるもの
上記以外のもので、市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるもの	大型ピアノ、大型機械器具（耕運機等）、耐火金庫（手提げ金庫を除く）、自動車及び二輪車解体部品（タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等）、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材（木くず・コンクリートがら等）、多量の事業系一般廃棄物（資源化可能な古紙類、又は木くず類等）等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるもの

2. 中間処理計画

燃やせるごみと焼却系粗大ごみは、清掃センターにおいて焼却処理を行い、燃やせないごみと破碎系粗大ごみはリサイクルセンターにおいて破碎・選別処理を行い、その中からも可能なものは資源化を行います。

資源物は、リサイクルセンター及び民間業者において資源化に必要な選別・圧縮等の処理を行い、剪定樹木はリサイクル施設で粉碎処理を行い資源化します。

これらの施設を運営する広域連合及び民間業者、その他の関係機関とも連携しながら、施策の実施状況に応じた適切な処理体制の維持に努めます。

(1) 中間処理量

将来的な中間処理量の見込みを表 4-3-6 に示します。

表 4-3-6 中間処理量の見込み (単位: t)

区分	R 元 (2019) 年度	R 7 (2025) 年度
直接焼却量 (燃やせるごみ)	16,840	14,969
家庭系	11,185	9,761
事業系	5,654	4,935
破碎・資源化処理量 (燃やせないごみ、粗大ごみ)	1,208	1,055
家庭系	1,207	1,053
事業系	1	2
資源化処理量 (資源物)	3,493	3,048
家庭系	3,490	3,034
事業系	3	14

(2) 中間処理施設の整備に関する事項

清掃センターでは、平成 26(2014)年度に完了した基幹的設備改良事業後の長寿命化計画に基づいた計画的な施設整備、保守点検を実施することで延命化が図られることとなっています。

(3) 中間処理体制

ごみの分別区分ごとの処理施設、処理方法、搬出先等について次の表 4-3-7 に示します。

なお、この体制については、今後の法令等の改正や制度・施策の変更、リサイクル技術の進歩や施設・処理業者の変更等、必要に応じて変更するものとします。

表 4-3-7 ごみの分別区分ごとの処理施設等

分別区分		処理施設	処理方法	搬出先等
燃やせるごみ 可燃性残さ		清掃センター	焼却	焼却灰・飛灰を最終処分場にて埋立処分
燃やせないごみ		リサイクルセンター	破砕・選別	不燃性残さは最終処分場にて埋立処分 その他金属（鉄くず等）は金属業者へ
	蛍光管・乾電池	リサイクルセンター	選別・保管	国内適正処理業者において、無害化・再資源化処理後、金属メーカー等へ
	使用済小型家電	リサイクルセンター	選別・保管	認定事業者において、レアメタル回収・再資源化処理
資源物	プラスチック製容器包装	リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	指定法人から再商品化事業者へ
	古紙類（新聞・折込チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・その他の紙）	民間古紙業者	選別・圧縮・梱包	国内製紙業者
		清掃センター リサイクルセンター	保管	民間古紙業者へ
	古布類	リサイクルセンター	固形燃料化	R P F ボイラー施設へ
	あきびん（無色、茶色、その他の色）	リサイクルセンター	選別・圧縮・保管	再商品化事業者（ワンウェイびん）、びん業者（リターナブルびん）へ
	ペットボトル	リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	指定法人から再商品化事業者へ
	缶 類	飲料用缶	民間処理業者	金属業者へ（アルミ製・スチール製）
		カセットボンベ・スプレー缶	リサイクルセンター	
粗大ごみ	焼却系	清掃センター	破砕・焼却	焼却灰・飛灰を最終処分場にて埋立処分
	破砕系	リサイクルセンター	破砕・選別	可燃性残さは、清掃センターで焼却処理するものと、リサイクルセンターで固形燃料化するものに分別 不燃性残さは、最終処分場にて埋立処分
草木類		剪定樹木リサイクル施設	粉砕	土壌改良材として市民に無償提供

■ リサイクルの一例

● 「蛍光管」

リサイクルセンターで選別された蛍光管は、専門の工場でリサイクルされ、ガラスと蛍光体は新しい蛍光管へ、蛍光体はレアアースに戻ります。
令和元（2019）年度、日向市で回収された蛍光管の合計は 870 kg でした。



● 「R P F」（固形燃料）

リサイクルセンターで製造される固形燃料は、市内で回収された古布類、草木類（剪定・草刈で生じたもの）、木製家具類（粗大ごみ）、可燃性残さ（資源物にならないプラスチック類等）を粉砕・混合したもので、工場や温泉施設等のボイラー施設の燃料として使用されています。



3. 最終処分計画

平成 12（2000）年度から供用を開始した最終処分場（第 4 期埋立地）は、当初の計画では平成 26（2014）年度に埋立終了を予定していましたが、ごみの減量化・資源化に係る諸施策の実施効果や人口の減少傾向等によって、本計画の「第 2 章 第 2 節 ごみ処理の実績」（表 2-2-3）で示したとおり、平成 26（2014）年度末時点において埋立率 46%、残容量 68,536 m³と大幅な延命効果が得られています。

今後も、ごみの減量化・資源化の推進や焼却灰の有効利用（セメント原料化等）の検討等により最終処分場の延命化を図るとともに、埋立が終了した埋立地も含めた施設の適正な維持管理に努め、将来的な最終処分場の確保については、広域連合及び関係機関とも連携して取り組んでいきます。

（1）最終処分量

将来的な最終処分量の見込みを表 4-3-8 に示します。

表 4-3-8 最終処分量の見込み（単位：t）

区分	H30（2018）年度(実績値)	R 7（2025）年度
日向市	2,189	1,907
焼却残さ	1,749	1,423
不燃残さ	440	484
門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村※	905	737
焼却残さ	660	558
不燃残さ	245	179
合計	3,094	2,644

※広域連合ごみ処理基本計画改訂に係る調査分析業務報告書より（令和 2（2020）年 2 月）

（2）最終処分場の整備に関する事項

最終処分場（第 4 期埋立地）では埋立終了までに 4 回の堰堤工事を行います。既に第 3 堰堤まで完成しており、今後は第 4 堰堤工事を令和 7（2025）年度までに築造を予定しています。

また、浸出水処理施設については、砂濾過槽や活性炭吸着槽等の処理工程別に年次的に維持補修工事を行い、浸出水の適切な処理を行っていきます。

浸出水処理施設での水質検査



第4節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 廃棄物減量等推進審議会及びごみ減量化推進員

市民や事業者の意見・要望をできるだけ反映するとともに、ごみの減量化・資源化を円滑かつ適正に処理を進めていくため、重要事項については「日向市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、推進体制を整備します。

また、自主的な地域コミュニティのリサイクル活動を促進するため、地域の実情に応じて「日向市ごみ減量化推進員」を配置し、活動報告による現状把握や研修会での意見交換等により連携を図っていきます。

2. 一般廃棄物処理業許可方針

一般廃棄物処理業の許可に関する市の方針について、収集運搬業に関しては、既存の許可業者の処理能力や処理実績、また、本市の一般廃棄物の排出量が今後も減少傾向が続くと見込まれることや、現行の体制で適正な処理が確保されていること等を総合的に勘案し、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規の許可は行わないこととします。

また、既存の許可業者の更新許可等についても、関係法令の順守状況や処理実績の審査等により、安全性と安定性の確保に努めます。

その他、詳細については各年度のごみ処理実施計画で定めることとします。

3. 海岸漂着物対策

本市の海岸線は、大部分が日豊海岸国定公園に指定され美しい景観を形成していますが、台風や集中豪雨時の自然災害時には大量のごみや流木等が漂着しており、また、ポイ捨てやレジャーなどに伴って放置されたごみもみられます。

そのため、宮崎県と連携して海岸漂着物の円滑かつ適正な処理を行うとともに、市民・事業者の自主的な清掃活動を支援します。

お倉ヶ浜の海岸漂着物



また、市内全域の海岸線等を対象とした環境美化活動である「クリーンアップ日向」を毎年実施し、本市の海岸における良好な景観及び環境の保全と清潔の保持を図ります。

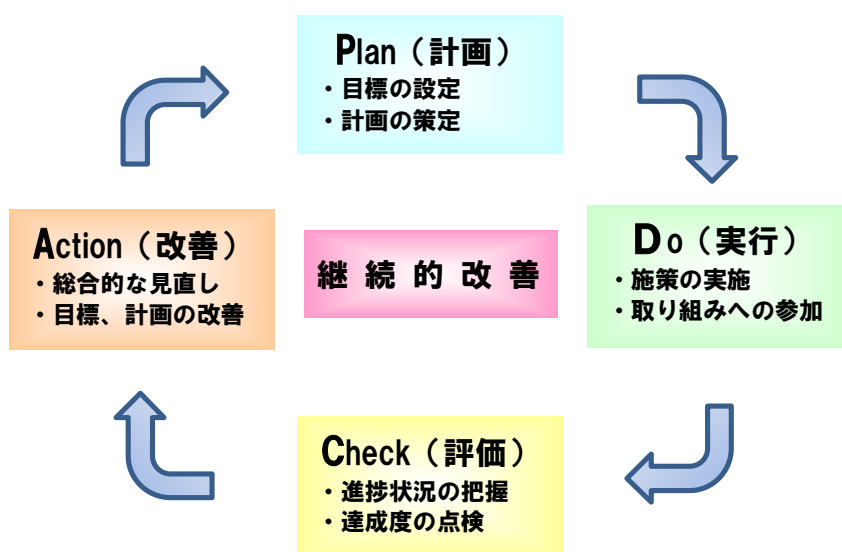
4. 災害廃棄物対策

震災や風水害等の大規模災害発生時における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の推進を図るため、「日向市地域防災計画」との整合性を図りながら「日向市災害廃棄物処理計画」の見直し・改訂等を適宜行います。

第5節 計画の進行管理

継続的かつ効率的に計画を推進していくためには、計画の進捗状況を常に把握し、環境を取り巻く状況に応じた取組が展開されているかどうかを評価するとともに、その状況の変化に柔軟に対応していく必要があります。

そのため、本計画では、環境マネジメントシステムの基本的な考え方である、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを取り入れ、市民・事業者・行政の協働により継続的改善を行っていきます。



資料編

1. 用語解説

語句	説明
【ア行】	
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、店舗、事務所、事業所等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。
S D G s (エスディージーズ)	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。貧困をなくす等の大きな17の目標が掲げられており、その中にエネルギー、海と陸の豊かさなどの環境面に配慮することを目指したものもあります。
【カ行】	
家電リサイクル法	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的とした法律。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号）。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもの。計画では、重点分野政策プログラムの一つとして、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置付けられています。
環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が環境保全に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。国際規格のISO14001や、環境省のエコアクション21がありますが、規格を遵守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等をすることができます。本市においては「日向市地球温暖化防止対策実行計画」を運用しています。
許可業者	本計画中に記載される許可業者は、「日向市一般廃棄物処理業等許可業者」のことを指しています。一般廃棄物の収集・運搬および中間処理等を事業として行うには、市の許可を得なければなりません。 なお、産業廃棄物の許可等については宮崎県の所管となります。

語句	説明
グリーン購入法	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とした法律。正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）。
建設リサイクル法	一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートやアスファルト、木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的とした法律。正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）。
広域認定制度	製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度。
小型家電リサイクル法	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画にしたがって行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）。
【サ行】	
サーマルリサイクル	廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール等に利用している例があります。
最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。
30・10（さんまる・いちまる）運動	忘年会、新年会などの宴会が始まった最初の30分と最後の10分間は、自席に着いて料理を楽しみ、食べ残しを減らそうという取組です。

語句	説明
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物。
資源有効利用促進法	①製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、②使用済製品の自主回収・リサイクル、③製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった３Ｒに関する様々な取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的とした法律。正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）。
自動車リサイクル法	自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破砕された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する等、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものを適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるもので、第3次計画（平成25年）では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められています。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定や、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律。（平成12年法律第110号）
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とした法律。正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）
食品ロス削減	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品が、日本では年間600万トン以上も排出されています（平成29年度推計値）。食品ロス削減は、これらを少しでも削減しようという取組です。家庭においては「買いすぎない、作りすぎない」ことを意識した消費スタイルが推奨されています。30・10（さんまる・いちまる）運動もその取組のひとつです。
【タ行】	

語句	説明
中間処理	廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を減量・減容量化等することです。具体的な方法として、焼却、溶融、破碎、圧縮等があります。
低炭素社会	地球温暖化の原因である温室効果ガスの中で、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会のことで、究極的には、自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会を目指すもの。そのためには、社会のあらゆる分野において、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3 Rの推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化（カーボン・ミニマム）するための配慮を徹底することを当然とする社会システムが必要とされています。
特別管理廃棄物	廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等、人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な処理基準が適用され、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされています。
【ハ行】	
廃棄物処理法	廃棄物の排出抑制及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とします。正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）。
【ヤ行】	
容器包装リサイクル法	容積比で家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進め、廃棄物の減量を図ることを目的とした法律。消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めています。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）。
4 R（ヨンアール）	ごみを減らし、循環型社会を形成するための4つのR（キーワード）です。4つのRとは、次の4つの頭文字をとったものです。 ①Refuse（リフューズ）：ごみになるものは買わない、断る ②Reduce（リデュース）：ごみの量を減らす ③Reuse（リユース）：不要になったものを工夫して再度使う ④Recycle（リサイクル）：資源として再生利用する 全国的には3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していますが、宮崎県ではリフューズを加えた4 Rを推進しています。
【ラ行】	
リサイクル	Recycle（再生利用）は4 Rのひとつで、廃棄物等を原材料として再利用することをいいます。なお、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）といいます。

語句	説明
リターナブルびん	洗浄して繰り返し容器として利用されるびんのこと。繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できるため、その価値は見直されつつあります。 (例：ビールびん、牛乳びん、酒びん等)
リデュース	Reduceは、英語で「減らす」という意味。4 Rのひとつで、リユース、リサイクルに優先され、例えば、消費者は使い捨て商品よりも詰め替え商品を選ぶことや長持ちする商品を選んで購入すること等で、また、事業者は原材料の効率的な利用や製品の長寿命化等により廃棄物の発生自体を抑制することです。
リフューズ	Refuseは、英語で「断る」という意味。4 Rのひとつで、廃棄物の発生自体を抑制する点ではリデュースと同様ですが、リデュースとの違いは、例えば、買い物をする時に、マイバックを持参してレジ袋を断ることや過剰包装を断ること等、より消費者側が実践する行動という点です。
リユース	Reuse（再使用）は4 Rのひとつで、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。例えば、壊れたものを修理して長く使ったり、不要になったものも工夫して使うことや、リサイクルショップやバザーの活用等が挙げられます。
【ワ行】	
ワンウェイびん	リユース（再使用）を前提としないガラス製のびんのこと。色別に分別された後、砕いてカレットにした上でびんの原料となりますが、リターナブルびんのように原形のまま洗浄して再使用しないことから、リターナブルびんと比較すると環境負荷は大きいとされます。

日向市ごみ処理基本計画（中間見直し版）

令和3（2021）年3月発行
市民環境部 環境政策課
